

令和3年12月例会次第（令和3年12月25日開催）

1、会長挨拶

2、滋賀産業保健総合支援センターよりの説明（例会封筒在中資料）

3、新型コロナウイルスワクチン接種について（草津市・栗東市）（当日配布資料）

4、草津保健所より自宅療養者への中和抗体薬投与体制についての説明 （例会封筒在中資料）

5、報告事項

【会員の状況】 令和3年11月

（1）会員の状況

A会員： 142名、 B会員： 169名、 合計： 311名

（2）A会員新規開設（開院）者の医師会入会（令和4年2/1付）

- ・診療所名：滋賀もりブレストクリニック 院長 森 毅^{つよし} 先生
- ・標榜診療科目：乳腺外科・外科
- ・開設予定日：令和4年2月1日予定
- ・開設場所：草津市野路1丁目13-36

【総務部】

[総務]

（1）小児（5歳以上11歳以下）の者への新型コロナウイルスワクチン接種体制について

（総務資料1） p.1

（2）新型コロナウイルス感染症患者の自宅療養における公費負担医療の提供について

12/16当医師会HP会員サイト「お知らせ」に登載済。（総務資料2） p.10

（3）医療機関によるHER-SYS上での発生届の提出について

（総務資料3） p.15

（4）令和4年度 湖南広域休日急病診療所 当番医一覧表について（総務資料4） p.24

12月20日に当番表を一斉ファックス送信し、当医師会HPのダウンロード集に登載済。

（5）令和3年度第3期の滋賀県医師会および日本医師会の会費について

口座振替ではない会員には請求書を12月下旬に送付するので、速やかにお振り込みください。

口座振替の会員には、12月27日（月）に指定口座から引き落としをさせていただきます。

（6）医療施設等における感染拡大防止に留意した面会の事例について

医療機関等における面会については、「感染経路の遮断という観点から、感染の拡大状況等を踏まえ、必要な場合には一定の制限を設けることや、面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断るといった対応を検討すること。」としている。

今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部）が決定されたので、下記をご確認願いたい。

＜方針の概要＞

①医療機関等における面会について

面会については、地域における感染の拡大状況や入院患者の状況等のほか、患者及び面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果等を総合的に考慮した上で、面会実施の方法について各医療機

関で検討する。

面会実施の際には、引き続き感染防止対策を行うべきであり、その方法については②の院内感染対策に留意した面会の事例も参考とされたい。

②院内感染対策に留意した面会や付き添いを実施している医療機関の事例

- ・アクリル板で仕切った面会室を使用する例
- ・ワクチン接種歴を参考とする例
- ・タブレット端末を使ったオンライン面会の例
- ・PCR 検査を用いた小児科入院の付き添いの例

☆詳細は、厚生労働科学研究「新型コロナウイルス感染症に対する院内および施設内感染対策の確立に向けた研究」資料を参照

http://www.tohoku-icnet.ac/covid-19/mhlw-wg/division/medical_institution.html

☆その他医療機関における感染防止対策について

医療機関における院内感染対策については、厚生労働省 HP の医療機関向け情報のページで情報提供しており、各種ガイドラインや感染対策の講習動画等も掲載しているので、参考とされたい。

厚生労働省 医療機関向け情報（治療ガイドライン、臨床研究など）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00111.html

（７）電子帳簿保存法の改正について

令和３年度税制改正において経済社会のデジタル化を踏まえ、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」の改正等が行われ、令和４年１月１日から施行される。

電子帳簿保存法とは、各税法で原則紙での保存が義務付けられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律である。

今般の改正により、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について大きな見直しがなされ、国税庁の下記サイトに最新の情報が掲載されている。制度の詳細については税理士等の専門家に事前にご確認いただき、適切に対応されたい。

【国税庁】・令和３年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しについて

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/12.htm>

・電子帳簿保存法 Q&A（一問一答）～令和４年１月１日以後に保存等を開始する方～

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/4-3.htm>

（８）内閣官房 孤独・孤立対策ホームページの新設について

新型コロナウイルスの感染拡大の影響等により、孤独・孤立に悩む方の増加が懸念されるため、今般、孤独・孤立で悩みを抱える方が支援の声を上げやすいよう、よくある質問とそれに対する回答や、専門家の情報等が掲載されたホームページが新設された。各種支援制度や相談先を探しやすくなるよう、自動応答により案内するシステムを搭載している。

詳細は、内閣官房 HP 参照

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodoku_koritsu_taisaku/index.html

（９）文部科学省補助事業基礎研究医養成活性化プログラム

「地域で活躍する Forensic Generalist, Specialist の養成」の実施について

（総務資料 5） p.25

（10）令和４年度特定健診・特定保健指導等の集合契約について （総務資料 6） p.34

- (11) 新型コロナウイルスワクチンの追加接種にかかる接種券の発送時期について
(総務資料 7) p. 38
- (12) 「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」の改訂について
(総務資料 8) p. 40
12/6 同手引き (5.0 版) について当医師会 HP 会員サイトに登載済。
12/22 同手引き (6.0 版) について当医師会 HP 会員サイトに登載済。
- (13) 新型コロナウイルスワクチンの追加接種の接種間隔に係る例外的取扱いについて
(総務資料 9) p. 44
- (14) 例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナウイルスワクチン追加接種を実施する際の事務運用について
(総務資料 10) p. 45
- (15) 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状を呈する者への自治体における取組について
12/6 当医師会 HP 会員サイトに「診療の手引き 別冊」にて登載済 (総務資料 11) p. 52
- (16) 季節性インフルエンザワクチンの定期的予防接種における接種時期等について
(総務資料 12) p. 58
- (17) (株)日立物流西日本の物流センター火災による医療用医薬品の安定供給に関する対応への協力について
(総務資料 13) p. 59
- (18) 令和 3 年度滋賀県医師会 会長表彰について
(総務資料 14) p. 61
- (19) 滋賀医大付属病院 SCU(脳卒中ケアユニット) の設置について (総務資料 15) p. 62
- (20) 滋賀医大付属病院 総合診療部・初期診療科の紹介患者受入停止について
12/14 当医師会 HP 会員サイトに登載済 (総務資料 16) p. 64
- (21) 滋賀県健康づくり財団主催 令和 3 年度検診従事者講習会の開催(案内)
①子宮頸がん検診 令和 4 年 1 月 6 日 (木) (必着) 直接財団へ (総務資料 17) p. 65
②消化器(胃)がん検診 令和 4 年 2 月 4 日 (金) (必着) 直接財団へ
- (22) 滋賀県看護協会主催「診療所だからこそその強みを活かした看護実践」研修案内
9 月例会時に周知済み、看護協会より再周知依頼あり。締切後も受付。(総務資料 18) p. 71
- (23) 栗東市「子育て支援ガイド 令和 4 年度」発行にかかる広告募集について(お願い)
(総務資料 19) p. 73
- (24) 在宅医療介護連携事業 医療情報の取扱いについての意向調査協力のお願い
12 月 20 日付にて郵送済み。回答は FAX にて事務局まで。(総務資料 20) p. 74
- (25) 災害時安否確認訓練の結果について
(総務資料 21) p. 76

(26) 当医師会ホームページ会員サイトの B 会員用パスワード変更について

令和 4 年 1 月 5 日より kusakuri2022(現行 kusakuri2016)へ変更する。

[医 療 情 報]

(1) 医療機関を標的としたサイバー攻撃（ランサムウェア）への対応について(再：注意喚起)

先般、国内外の医療機関を標的としたランサムウェア（情報システムを使用不可の状態にした上で身代金を要求するウイルス）を利用したサイバー攻撃による被害が増加している旨を通知したが、その後も医療機関に対するサイバー攻撃の事例が複数あり、医療機関の診療体制に大きな影響が出ていることから、再度、厚生労働省から注意喚起があった。

については、特に以下の点に注意のうえ、対応願いたい。

＜医療機関において特に留意すべき事項・対応策＞

- ①リモート接続等に利用される、SSL-VPN 装置（特に FORTINET 社製）の脆弱性が悪用される事例が増えていることから、機器を納品した事業者等への確認や機器の内容に更新がないか点検して早期に対応して下さい。
- ②ランサムウェアを利用したサイバー攻撃により情報が失われる事案が発生していることから、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 5.1 版」の「7.2 章 見読性の確保について」（バックアップの作成、バックアップからの閲覧の確保）及び「7.3 章 保存性の確保について」（バックアップおよび履歴の保存）を参考に、バックアップを作成する。
- ③サイバー攻撃により医療情報システムに障害が発生した場合は、厚生労働省に連絡して下さい。

■厚生労働省 医政局研究開発振興課医療情報技術推進室

TEL: 03-3595-2430 MAIL: igishitsu@mhlw.go.jp

標的型メールを受信した場合等は、情報処理推進機構（IPA）に相談して下さい。

■情報処理推進機構(IPA) 情報セキュリティ安心相談窓口

TEL: 03-5978-7509（平日日中のみ） MAIL: anshin@ipa.go.jp

- ④「医療機関のサイバーセキュリティ対策チェックリスト」及び「医療情報システム等の障害発生時の対応フローチャート」を活用いただき、対策に役立て下さい。

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 5.1 版」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275.html>

【学 術 部】

[医 療 安 全]

(1) 「使用上の注意」の改訂について

下記医薬品の使用上の注意事項が改訂された。詳細は、厚生労働省のホームページに掲載されているのでご確認いただきたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000204124_00005.html

☆令和 3 年 11 月 16 日付け

- ①アテゾリズマブ(遺伝子組換え)

☆令和 3 年 12 月 3 日付け

- ①**[コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン\(SARS-CoV-2\)に係る「使用上の注意」の改訂](#)**

☆令和 3 年 12 月 8 日付け

- ①**[タクロリムス水和物](#)**

(2) 医療事故情報収集等事業「医療安全情報 No. 180 メイロン静注 250 mL 製剤の誤った処方」について

メイロン静注 250 mL 製剤を誤って処方オーダーし、患者が高ナトリウム血症や心不全をきたした事例が 3 件報告されているのでご留意願いたい（集計期間：2019 年 1 月 1 日～2021 年 9 月 30

日)。

なお、事例が発生した医療機関の取り組み等について、以下のとおりお知らせするので、自施設に合った取り組みを検討していただきたい。

〔事例が発生した医療機関の取り組み〕

- ・オーダー画面の薬剤名は規格を先に表示する。

例) 【250 mL】メイロン静注 7%

- ・メイロン静注 250 mL 製剤の処方時にアラートを表示する。

例) 250 mL 製剤：過剰投与で高ナトリウム血症の恐れあり

〔取り組みのポイント〕

- ・使用目的や使用実績を踏まえて、メイロン静注 250 mL 製剤を処方オーダーできる診療科や払い出す部署・病棟を限定する。

詳細は、(公財) 日本医療機能評価機構 HP を参照

URL <http://www.med-safe.jp/>

(3) 「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 第 25 回報告書」及び「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 2020 年 年報」について

今般、標記報告書及び年報について、日本医療機能評価機構より公表された。同様の事例の再発防止および発生の未然防止のため、標記報告書及び年報を活用されたい。

なお、報告書は(公財) 日本医療機能評価機構 HP に掲載

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 HP

<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>

【保 険 部】

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る検査料の点数の見直しについて

【日医発第 750 号 (保 243)】【日医常任理事通知 (保 235)】

(県医師会報令和 4 年 1 月号に掲載予定)

(2) 令和 4 年度診療報酬改定率について

(県医師会報 1 月号に掲載予定)

(3) 使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について 【日医発第 699 号(保 226)】

概要は県医師会報令和 3 年 12 月号 68～72 ページに掲載済)

(日医雑誌令和 4 年 2 月号掲載予定)

(4) ジャディアンス錠 10mg、ハーセプチン注射用 60、同注射用 150 及びローブレン錠 25mg、同錠 100 mg等の医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項について 【日医発第 700 号 (保 227)】

(県医師会報 12 月号 73 ページに掲載済)

(5) アプロシチニブ製剤(サイバインコ)に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について 【日医発第 696 号(保 223)(地 394)】

(概要は県医師会報 12 月号 78 ページに掲載済)

(6) オンライン請求医療機関に対する紙媒体による返戻廃止(延期)について

【日医常任理事通知 (保 221)】

(概要は県医師会報 12 月号 79 ページに掲載済)

(7) 共済組合員証及び組合員被扶養者証の無効について

裁判所共済組合大津支部（保険者番号 31250152）

記号番号	無効年月日	無効事由	備 考
(記号) (番号) 125 220658	R3. 11. 15	紛失のため	当該組合員は滋賀県大津市在住 ※新組合員証及び被扶養者証を発行済

（県医師会報 12 月号 79 ページに掲載済）

(8) 平和堂健康保険組合に係る「資格確認結果連絡書(原審査)」の資格喪失等について

【社保支払基金滋賀支部】（県医師会報 12 月号 80 ページに掲載済）

○本年 12 月 6 日に支払基金滋賀支部から医療機関あてに送付された「資格確認結果連絡書(原審査)」のうち、平和堂健康保険組合（06250302）の被保険者等に係る資格確認結果への記載において次の事象が発生しているが、レセプトについては平和堂健康保険組合に正しく請求されているので、医療機関において被保険者証を改めて確認いただく必要はない

○原因等については、分かり次第支払基金からお知らせされる（事象）

保険者番号（06250302）平和堂健康保険組合の「資格確認結果連絡書（原審査）」について、同連絡書の処理区分欄に「資格喪失（レセプト記載の保険者への請求）」と印字があり、請求内容欄に「資格取得日 2021/10/22」と印字され、資格喪失日は空欄であること。また、資格確認結果内容欄に「次回受診時には被保険者証を確認願います。」と記載されていること。（次ページ参照）

資格確認結果連絡書（原審査）

年月	保険者番号等	氏名・カルテ番号等	生年月日	処理区分	請求内容	資格確認結果内容
202110	06250302	資格 次郎 202000028	2020/1/1	資格喪失 (レセプト記載の 保険者への請求)	保険者番号 06250302 記号 : 123 番号 : 999 枝番 : 01 資格取得日 2021/10/22 資格喪失日 :	次回受診時には被保険者証を確認願います。

(9) 疑義解釈資料（その 84）について 【日医常任理事通知（保 225）】

※新型コロナウイルス抗原検出、インフルエンザ核酸検出、新型コロナウイルス核酸検出関係

(10) 医療機器の保険適用について（12 月 1 日保険適用分）

【日医発第 743 号（保 239）】

(11) 年末年始に係る長期投与について

（県医師会報 12 月号 81 ページ参照）

- ・長期の旅行等特殊の事情がある場合において、必要があると認められるときは、1 回 14 日分を限度とされている内服薬又は外用薬についても、旅程その他の事情を考慮し、必要最小限の範囲において、1 回 30 日分を限度として投与して差し支えない、とされている

- ・「長期の旅行等特殊の事情」とは①年末年始、②連休（ゴールデンウィークに限る）、③海外への渡航（国内長期旅行は認められない）を指す

(12) 休日加算について

- ・休日加算の対象となる休日とは、日曜日及び祝日のほか、1月2日、3日並びに12月29日、30日、31日。但し、当該日を診療日とする保険医療機関では休日加算は算定できない

(13) 予防接種の費用の取扱い、および抗インフルエンザ薬を予防目的で投与する際の留意点について

（県医師会報 12月号 81 ページ参照）

(14) 令和4年度の酸素の購入価格に関する届出について（近畿厚生局滋賀事務所） （概要は県医師会報 12月号 84 ページに掲載済）

- ・酸素を使用した診療を行う保険医療機関は、令和4年2月15日（火）までに近畿厚生局滋賀事務所あて提出のこと
- ・近畿厚生局ホームページ（<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/>）の『重要なお知らせ』又は『新着情報』の当該項目のページから様式（エクセル版又はPDF版）をダウンロードして使用

- ※ 酸素を使用した診療を行う保険医療機関は、当該年の4月1日以降の診療に係る費用の請求に当たって用いる酸素の単価並びにその算出の根拠となった前年の1月から12月までの間に当該保険医療機関が購入した酸素の対価及び酸素の容積を、当該年の2月15日までに地方厚生（支）局長に届け出る必要がある。

なお、新規医療機関の指定を受けた場合等においては、随時届け出る必要がある場合があるので、詳しくは近畿厚生局滋賀事務所へ（TEL 077-526-8114）

- ※ 令和3年中に購入実績がない場合において、令和元年9月30日以前の購入実績により届出を行う場合は、実際に購入した価格に108分の110を乗じて得た額（1円未満の端数は四捨五入）を酸素の購入対価として記載する

※ 酸素の使用がなく、酸素の購入がない場合は提出の必要はない

※ 窒素の購入価格に関する届出の必要はない

【公衆衛生部】

〔地域保健〕

（1）「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の一部改正

先般、「コミナティ筋注」、「COVID-19 ワクチンモデルナ筋注」の添付文書について、心筋炎、心膜炎が重大な副反応に位置づける等の改訂がなされるとともに、新型コロナワクチンの副反応疑い報告基準に同症状の発生までの期間が28日として追加されたことを踏まえ、標記について改正が行われた。

〔改正の主な概要〕

- ・「予防接種後副反応疑い報告書（別紙様式1）」について、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンに関する報告基準として心筋炎及び心膜炎を追加し、かつそれぞれについて報告に係る調査票（心筋炎調査票又は心膜炎調査票）を追加（令和3年12月6日より施行）。
- ・「血栓症（血栓塞栓症を含む。）（血小板減少症を伴うものに限る。）」に係る（TTS）調査票について、（独）医薬品医療機器総合機構の電子報告システムでの報告に対応。

〔今般の改正事項に係る留意点〕

- ・心筋炎が疑われる症例については心筋炎調査票を、心膜炎が疑われる症例については心膜炎調査票を作成して報告する。なお、心筋炎及び心膜炎がともに疑われる場合は、心筋炎調査票及び心膜炎調査票の両方を作成して報告する。
- ・「心筋炎」又は「心膜炎」について、電子報告システムにて（独）医薬品医療機器総合機構へ

報告する場合、当面の間は、当該システムに従って心筋炎調査票又は心膜炎調査票以外の項目を報告し、当該調査票は別途 FAX にて報告する。
詳細は、(独)医薬品医療機器総合機構 HP 参照
<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/pmd-act/0008.html>

(2) 新型コロナウイルス感染症に関する情報提供について

下記ホームページ等で情報提供が行われている。

【感染症関連情報（日本医師会）（随時更新）】

<https://www.med.or.jp/doctor/kansen/>

【医療関係通知（厚生労働省）（随時更新）】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/

【医療関係通知（滋賀県）（随時更新）】

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryuu/hukushi/>

6. ホームページ会員向けサイトへの「お知らせ」掲載一覧

11/24（水）「第4回全国医師ゴルフ選手権大会」参加申込について

11/24（水）11月例会時にN95マスクおよびグローブを配布する件

11/26（金）「第6回認知症の医療と福祉の滋賀県大会」開催について

11/29（月）「第9回滋賀県病院協会臨床研修指導医講習会」の開催について

12/1（水）【日医発】医療事故調査制度に係る「管理者・実務者セミナー」の開催について

12/2（木）ヒパ・ヒローウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る行政説明会の開催について

12/2（木）滋賀医科大学附属病院 SCU（脳卒中ケアユニット）の設置について

12/6（月）【日医発】「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」の改訂について（5.0版）

12/6（月）「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメント（暫定版）」の周知について

12/14（火）滋賀医科大学病院 総合診療部・初期診療科の紹介患者受入停止について

12/16（木）新型コロナウイルス感染症患者の自宅療養における公費負担医療の提供について

12/16（木）薬局年末年始臨時休業予定について（草津市栗東市）

12/20（月）令和4（2022）年度 湖南広域休日急病診療所 当番医一覧表【原本】を様式ダウンロード集にアップしました

12/21（火）第4回草津栗東認知症連携カンファレンス動画データアップしました

12/22（水）「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」の改訂について（6.0版）

12/22（水）【日医発】日本医師会新型コロナワクチン速報【第15号】

7. 滋賀県医師会 講演会・研修会等のご案内

（総務資料 22） p.77

8. 滋賀県医師会 12月以降 行事予定表

（総務資料 23） p.79

9. 当医師会の1月行事予定表

（総務資料 24） p.84

【後援】

講演会名：片頭痛患者のQOL改善に向けて

開催日時：2022年1月20日（木） 18:00～19:30

開催場所：WEB 配信

演 者：①滋賀医科大学医学部附属病院 ペインクリニック科 福井 聖 先生

- ②慶應義塾大学医学部 神経内科 船久保 恵美 先生
 ③富永病院 脳神経内科・頭痛センター 菊井 祥二 先生
 (座長) 滋賀医科大学医学部付属病院 福井 聖 先生
 済生会滋賀県病院 脳神経内科 藤井 明弘 先生

主 催：アムジェン株式会社

☆☆☆医協連絡事項☆☆☆

1. 全国医師協同組合連合会「全国医師・医療従事者見舞金制度」の新規取り扱いについて

医師・医療従事者が業務の遂行に起因して「新型コロナウイルス感染症」をはじめとする感染症に罹患された場合や、その結果お亡くなりになった場合に「感染見舞金」および「感染症葬祭費用見舞金」を補償する全国医師協同組合連合会「全国医師・医療従事者見舞金制度」の新規取り扱いを開始いたします。医協ニュース 12 月号に案内チラシを同封しておりますので、是非ご覧ください。

■補償金額と月額保険料 (1 名あたり)

	A プラン	B プラン
感染症葬祭費用見舞金	50 万円	100 万円
感染見舞金	10 万円	20 万円
月額保険料	100 円	190 円

2. 診療報酬改定関連書籍のご案内

令和 4 年 4 月に実施されます診療報酬改定、薬価改定に対応した改定関連書籍につきまして、組合員価格にて斡旋させていただきます。例年同様、今回も代表的な書籍については所属の地域医師会においてご注文のお取りまとめをしていただきます。地域医師会様からのご案内に沿ってご注文いただきますようお願いいたします。取りまとめ以外の書籍については 10%割引・送料無料でご案内いたしますので直接購買課までご注文ください。皆様からのご注文をお待ちしております。

3. 医療機器、備品等の購入は小口特別融資をご活用ください

第 56 期通常総代会につきましては次のとおり開催予定です。総代の先生方におかれましてはご出席のほどよろしくお願い申し上げます。

開催日時：令和 4 年 5 月 21 日 (土) 15 時 30 分より

会 場：びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール 2 階 淡海

事務連絡
令和3年11月16日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

5歳以上11歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた
接種体制の準備について

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

11月15日に開催された第26回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、12歳未満の者に対する新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）の接種について議論され、5歳以上11歳以下の者（以下「小児」という。）の感染状況、諸外国の対応状況及び小児に対するワクチンの有効性・安全性を整理した上で、引き続き議論することとされました。こうしたことを踏まえ、今後、小児への接種を行うこととされた場合に速やかに接種を開始することができるよう、その準備に当たって現段階で留意すべき事項について下記のとおり御連絡いたします。

各都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれましては、本事務連絡に基づいて小児への接種体制の検討を進めていただくとともに、関係機関への周知と接種体制確保に係る協議をお願いいたします。なお、本事務連絡は、現時点での情報に基づき、想定される具体的な事務取扱を提示するものであり、今後の検討状況により変更する可能性があることを申し添えます。

記

1. 基本的な考え方

小児を対象とし、小児に対する安全性・有効性が確認された新型コロナワクチンを使い、2回接種を行うことを前提に、自治体における実施体制及び接種実施医療機関等を確保すること。

2. ワクチンの種類について

現時点では、11月10日に小児用に薬事申請があったファイザー社ワクチン（以下「小児用ファイザー社ワクチン」という。）を小児への接種に使用することを前提に、接種体制の検討と関係機関との接種体制確保に係る協議を進めること。現時点でファイザー社が示している内容によれば、小児用ファイザー社ワクチンは、1.3mlの薬液を1.3mlの生理食塩液で希釈して、0.2ml／回を筋肉内に注射することとされており、1バイアル当たり10回の採取が可能である。小児用ファイザー社ワクチンは、12歳以上用のファイザー社ワクチンとは別の種類の新型コロナワクチンとして明確に区別して扱うこと。保存及び移送については、後述のとおり。

ファイザー社との間では、2022年1月から小児用ワクチンを含め1億2,000万回分のワクチンの追加供給を受けることについて、契約を締結済である。このため、小児用ワクチンについて、薬事承認に至った場合には、予防接種法関係の法令改正等を経て、早ければ2022年2月頃から小児を対象とした接種が可能となる可能性がある。こうした状況を踏まえ、今後、各都道府県に割り当てる配送量と配送時期については決定次第、お知らせする予定である。なお、小児への接種に必要な針付きシリンジは、現時点では、針は27G・16mmのもの、シリンジはテルモ株式会社製FNシリンジ（1ml）を使用する予定であり、針付きシリンジの配分量については、原則、ワクチンの配分量に応じて決定し地域担当卸から供給する予定であるが、個別の事情により、必要性及び合理性を判断の上、自治体においてこれと異なる針・シリンジを活用することは可能である。また、この場合は、新型コロナウイルス接種体制確保事業の対象として差し支えない。

3. 接種実施医療機関等について

（1）医療機関等の要件

小児への接種を行う医療機関等（以下「小児接種実施機関」という。）は、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（5版）」（以下「手引き」という。）第3章3（2）「接種実施医療機関等に求められる体制」に掲げる要件を満たすものであることに加え、以下の必須事項を満たすものであること。

- ・ 小児用ファイザー社ワクチンの説明書及び予診票を用いて、被接種者及び保護者に対し、有効性と安全性について丁寧に説明した上で同意の確認ができること

- ・ 被接種者である小児に副反応が生じた場合に、適切に初期対応ができ、入院等が必要となった場合にも適切な医療機関に引き継ぐ等の対応ができること

(2) 新たに小児用ファイザー社ワクチンを使用する場合のV-S Y S上のフラグ管理について

既にV-S Y SのIDを保有している小児接種実施機関については、V-S Y S上の取扱ワクチン欄で「ファイザー（5歳以上11歳以下）」を選択し、小児用ファイザー社ワクチンを取り扱う申請をすること。また、この申請については、市町村の承認をもって成立するものとする。

V-S Y SのIDを保有していない小児接種実施機関であって、保険医療機関コードを有するものについては、通常の手続に則って集合契約に加入し、V-S Y SのIDが発行された後、取扱ワクチン欄で「ファイザー（5歳以上11歳以下）」を選択し、小児用ファイザー社ワクチンを取り扱う申請をすること。

V-S Y SのIDを保有していない小児接種実施機関であって、保険医療機関コードを有しないものについては、他のワクチンと同様に、類似コードの付番を予め行った上で、集合契約への加入やV-S Y SのID発行・取扱ワクチン等の手続を行うものとする。

(3) 接種医師等の情報について

市販直後調査を適切に実施する観点から、V-S Y Sに小児接種実施機関の接種医師等の情報を登録するものとする。当該情報が未入力の小児接種実施機関については、小児用ファイザー社ワクチンが分配されない可能性があることに留意すること。

4. 小児用ファイザー社ワクチンの流通について

小児用ファイザー社ワクチンは、原則的には、12歳以上用のファイザー社ワクチンの場合と異なり、1箱（10バイアル）を最小単位として、-90℃から-60℃の温度でドライアイスレス（蓄冷材）で各小児接種実施機関へ配送されること。ドライアイスレスの温度保証時間はドライアイスによる場合に比べて短いことも踏まえ、受取り担当者は、受取りに遺漏なきよう必ず身分証等を携行すること。ドライアイスレスによる配送については、配送員が配送箱を持ち帰るため、配送箱の返却連絡等は不要だが、受取り後速やかに冷凍庫又は冷蔵庫に移して保管すること。なお、小児接種実施機関がドライアイスレスによる配送が困難な

地域にある等例外的な場合にのみ、12 歳以上用のファイザー社ワクチンと同様のドライアイスによる配送を行う。

現時点でファイザー社が示している内容に基づき、小児用ファイザー社ワクチンは、 -90°C から -60°C の温度帯で保存した場合はワクチンの有効期限（製造から6か月）までの間、 2°C から 8°C の温度帯で保存した場合は10週間の間、保存が可能であり、いずれかの温度帯で保存すること。ただし、後者の温度帯で保存した場合の再凍結は不可である。なお、室温（ 30°C を超えない）で解凍する場合には、希釈前の12時間、希釈後は 2°C から 30°C の温度帯で12時間の保存が可能である。

小分けについては、12 歳以上の接種に用いるファイザー社ワクチンと同様に行って差し支えないが、移送は -90°C から -60°C の温度帯または 2°C から 8°C の温度帯のいずれかで行う必要がある。

5. 接種の実施について

（1）接種の際の留意点

接種に当たっては、手引き第4章3（12）「16歳未満への予防接種等」を参照し、必要な対応を行うこと。小児接種実施機関においては、予約の当日キャンセル等による廃棄を減らし、効率的な接種を行えるよう努めること。自治体によって対象となる小児の人口は大きく異なることから、地域の実情を踏まえ、必要に応じて以下のような工夫を行うことも検討されたい。

なお、集団会場により接種体制を構築する場合は、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点について」（令和3年6月22日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課・厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）を踏まえ、被接種者に配慮した運営を行うこと。

（自治体における工夫の例）

- ・曜日毎に接種当番医療機関を決めること。
- ・接種会場を1～数カ所に集約化。また、接種を行う日を特定の日に限定。
- ・平時の定期接種の実施体制を踏まえ、複数の市町村で広域連携。

（2）複数種類のワクチンを取り扱う場合

接種実施医療機関等で取り扱う新型コロナワクチンは、これまで1機関につき1種類とすることを原則としたが、各ワクチンの取扱いを明確に区別した上で、1つの小児接種実施機関が、新たに小児用ファイザー社ワクチンとその他の種類の新型コロナワクチンとを取り扱うことも可能であること。

その場合には、小児用ファイザー社ワクチンとその他の種類の新型コロナワクチンとを明確に区分して以下のような措置等を講じた上で、接種、管理、運用等について十分に注意し、間違い接種がないように留意すること。

- ・ 複数種類の新型コロナワクチンの接種を混同しないよう、ワクチンごとに接種日時や接種を行う場所（例：部屋）を明確に分けること。
- ・ 同一の冷蔵庫・冷凍庫内において複数の新型コロナワクチンを保管する場合は、容器・管理を明確に分けること。
- ・ 新型コロナワクチンの管理については、複数人での確認を徹底するとともに、接種関連器具・物品を区分し、責任者・担当者を置くこと。

なお、小児接種実施機関は、医療用冷蔵庫を保有し、小児用ファイザー社ワクチンを2～8℃で適切に保管できる容量を確保すること。超低温冷凍庫の設置は必須ではないが、小児用ファイザー社ワクチンを保管するために新たに超低温冷凍庫を設置することを希望する等の場合には、厚生労働省健康局健康課予防接種室に個別にご連絡されたい。

以上

抜粋：小児への接種体制について

新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について

自治体説明会⑨

厚生労働省 健康局 健康課 予防接種室
 令和3年11月17日

小児用（5～11歳用）ファイザー社ワクチンの特性について

※薬事承認前であり、
 全て予定の情報です。

5～11歳用のファイザー社ワクチンは、12歳以上用の（既存の）ファイザー社ワクチンとは濃度や用量が異なります。
 5～11歳の方には、必ず5～11歳用のワクチンを使用してください。

5～11歳用ファイザー社ワクチンの特性

ファイザー社からの配送単位	10バイアル/箱	
ファイザー社からの配送温度	原則として-90℃～-60℃	
保存方法と有効期間	2～8℃	10週間保存可能、再凍結不可
	-90℃～-60℃	ワクチンの有効期間（製造時から6か月）
	室温（30℃を超えない）で解凍する場合は、希釈前12時間の保存が可能 希釈後は2～30℃で12時間の保存が可能 小分けの移送時には、-90℃～-60℃か2～8℃の温度にしてください	
採取回数	10回/バイアル 残液が少ない針付きシリンジ（針は27G・5/8 inch）を供給します	
その他	希釈が必要（1.3mLの薬液を1.3mLの生理食塩液で希釈） 1回当たり0.2mLを接種します 小分けルールは12歳以上用の製剤と同様	



5～11歳用ワクチン



ファイザー社
 （及び配送委託業者）



配送先施設



針付きシリンジ



地域担当卸

小児用（5～11歳）ファイザー社ワクチンの取扱い

基本的な考え方

- 小児への接種についても、①1機関で複数ワクチンを取り扱うことを許容するほか、②12歳以上と同様に小児用ワクチンを取り扱う医療機関間での小分け配送が可能。
- 12歳以上用と小児用で取扱いルールが異なることから、別種類のワクチンとして扱う。複数ワクチンを取り扱う場合には、混同しないような接種体制が必要

① 1機関複数ワクチンの取扱いの容認

各ワクチンの接種や管理、運用等について、以下のとおり明確に区分した上で、1会場で複数種類のワクチンを取り扱うことを許容。ファイザー社ワクチンでも小児用と12歳以上用は取扱いが異なることから別種類のワクチン扱いであることに注意。

- 複数種類の新型コロナワクチンの接種を混同しないよう、ワクチンごとに接種日時や接種を行う場所を明確に分けること。
- 同一の冷蔵庫・冷凍庫内において複数の新型コロナワクチンを保管する場合には、容器・管理を明確に分けること。
- 新型コロナワクチンの管理については、複数人での確認を徹底するとともに、接種関連器具・物品を区分し、責任者・担当者置くこと。

同一の会場でファイザー社（小児）と同時取扱い可能なワクチン

	新しく使うもの	会場でそれまで使っていたもの
1	ファイザー社（小児）	ファイザー社（大人）（初回・追加）
2	ファイザー社（小児）	武田/モデルナ社（初回・追加）
3	ファイザー社（小児）	アストラゼネカ社

② 小児用ワクチンの接種体制の準備

- 2022年1月から小児用ワクチンを含め1億2千万回分をファイザー社から供給する契約を締結していることから、早ければ2022年2月頃から小児への接種を開始する可能性。
- ファイザー社から各医療機関（接種会場）に原則-90~-60℃で小児用ワクチンを配送。2～8℃で10週間の保存が可能であり、超低温冷凍庫は必須としない。医療用冷蔵庫での保管も現実的。
- 同一冷蔵庫等で小児用のファイザー社ワクチンとほかのワクチンを保管することも可。キャップの色が異なるので目印とするほか、庫内で混同しないよう容器を分けるなど工夫が必要。
- 12歳以上の場合と同様に小分けが可能。小児への接種を行う会場間の移送は行って差し支えないが、12歳以上の場合と異なり、-15~-60℃での移送は不可。
- 小児への接種であることを踏まえ、通常の副反応対応に加え、入院が必要になった場合等に適切な対応をとれる体制が必要⁶⁰

小児（5～11歳）への新型コロナワクチンの接種体制構築のイメージ

小児への接種を行う医療機関等に求められる体制

1バイアルあたり10回接種分のワクチンが供給されるため、1医療機関（接種会場）・1日あたりの接種可能人数を可能な限り大きくすることが望ましい。

※小児は、発熱等により当日キャンセルになる可能性が高いため、1日あたりの予約枠を大きくし、ワクチンを効率的に使用できるようにする必要がある。

想定される接種体制のパターン

1. 複数の医療機関で個別接種を行うパターン

- 定期接種を行っている医療機関等が小児への接種体制を主に担う市町村（大規模な市町村を想定）。
- 例えば、曜日毎に接種当番医療機関を決める等、1医療機関あたりの1日の予約枠を大きくする等の工夫が必要。

月	火	水	木	金	土	日
A医療35人 B医療35人	C医療35人 D医療35人	A医療35人 B医療35人	C医療35人 D医療35人	A医療35人 B医療35人	C医療35人 D医療35人	
▶ 当日キャンセル等により実際に接種を行えたのが35人/医療機関/日の場合、1週間あたり合計50回分が廃棄						
			A医療105人		B医療105人 C医療105人	D医療105人
▶ 1医療機関あたりの予約枠を大きくすると、週当たりの接種量と同じでも、端数が減り、1週間あたりの廃棄数を合計20人分のみに減らせる						

各市町村・地域の実情に応じ、1～3を組み合わせ実施することが想定される。

2. 接種会場を集約化して行うパターン

- 自市町村内で小児への接種体制は構築できる市町村（中規模な市町村を想定）。
- 平時の定期接種は個別接種で行っているところであっても、ワクチンを効率的に利用するために、1～数力所の接種会場に集約化が必要な場合もある。
- さらに、接種を行う日を特定の日に限る等の工夫も考えられる。この場合、特定の日に受けられなかった希望者は近隣市町村で接種を受けられるようにする等の調整も必要。

3. 複数市町村で連携して接種を行うパターン

- 小児科等の医療機関が地域内で偏在している、平時の定期接種も広域連携で行っている等の市町村（小規模な市町村を想定）。
- 郡市区医師会単位等、平時の定期接種の実施体制を踏まえ、複数の市町村で広域連携して接種体制を構築する。

小児用（5～11歳）新型コロナワクチンを扱う接種会場の手続きについて

パターン1（集合契約に加入済（V-SYS IDを取得済）の会場の場合）

- Step 1 会場 V-SYSにログインし、取扱ワクチンで「ファイザー（5歳以上11歳以下）」を選択する。
（取扱ワクチンの変更・追加どちらでも可）
- Step 2 市町村 市町村が個別確認（承認）⇒ワクチンの発注（希望量登録）が可能になる。
- Step 3 市町村 地域の接種体制を確認し、必要に応じた対応を行う。（都道府県も同様の確認が可能）
- Step 4 会場 V-SYS上に接種担当医師名等の初期情報を入力※
※未入力の場合は、ワクチンの分配対象から除外する場合があることに留意が必要。
- Step 5 会場 小児用コロナワクチンの発注（希望量登録）及び分配量の確認等の手続きの上、ワクチンを受け取り接種を実施。

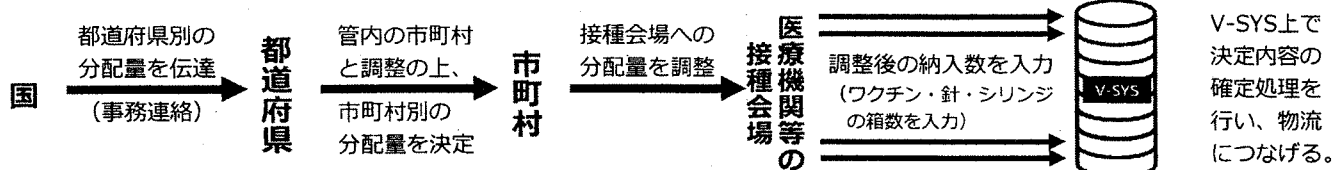
パターン2（集合契約に未加入（V-SYS IDを未取得）の会場の場合）

- Step 1 会場 集合契約受付システムにアクセス。委任状を発行＆提出
- Step 2 会場 V-SYS IDを取得。 ⇒以後、パターン1と同様の流れ

（補足）保険医療機関コードがない会場は、Step 1 の前に類似コードの付番を受ける必要がある。

ワクチンの分配作業について

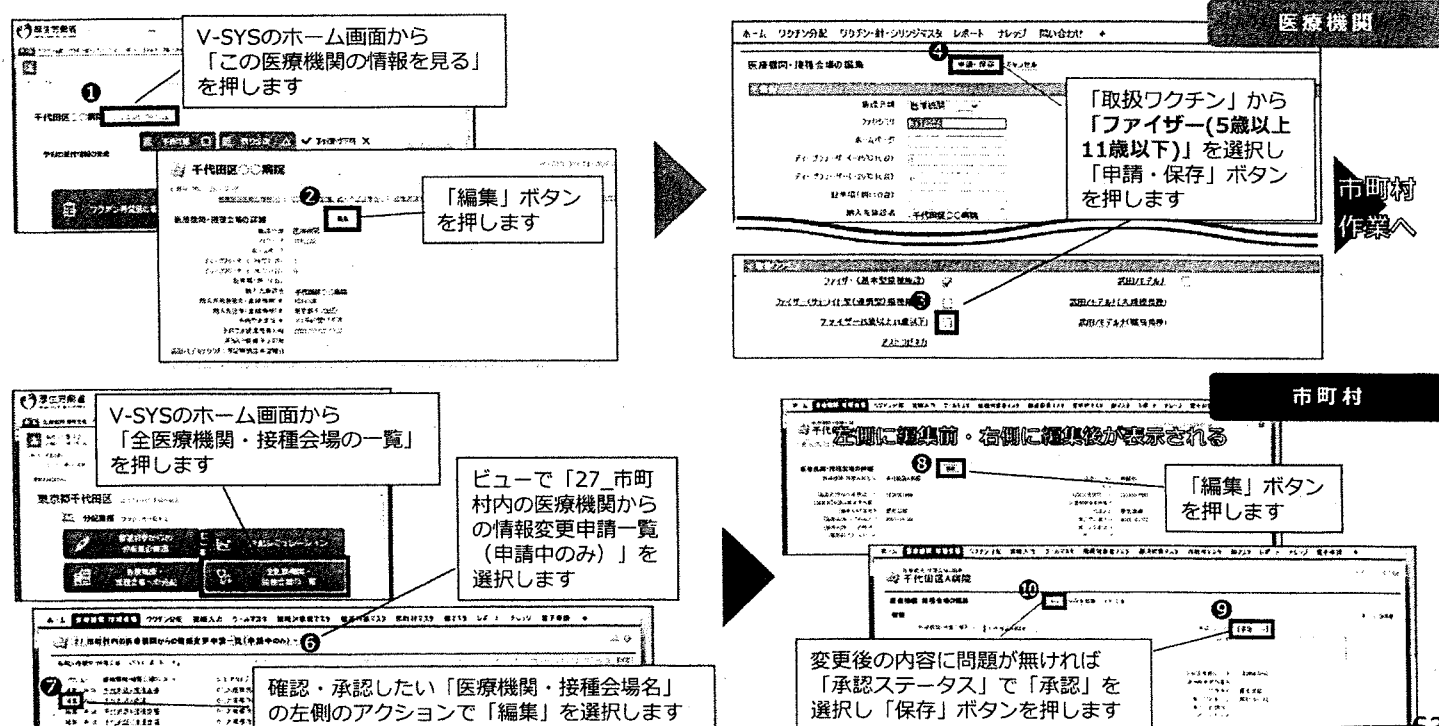
会場は市町村（・都道府県）と調整済みの納入数をV-SYS上に希望量として登録。
（ファイザー社ワクチン（12歳以上用）と同様）



62

取扱ワクチンの追加・変更の作業イメージ（11/25リリース予定）

医療機関情報の編集画面から取扱ワクチンに「ファイザー（5歳以上11歳以下）」を追加可能になります。
取扱ワクチンを追加・変更した場合は、これらの追加・変更にあわせて医師情報の登録・更新をお願いします。
（V-SYSによる作業の詳細は、資料2の14～16頁を参照）



8

63

学校集団接種に関する考え方

ワクチン接種については、医療機関等における個別接種と市町村が行う集団接種が想定されます。

子どもへのワクチン接種を学校集団接種によって行うことは、その実施方法によっては、

- ✓ 保護者への説明の機会が乏しくなる
- ✓ 接種への個々の意向が必ずしも尊重されず同調圧力を生みがちである、
- ✓ 接種後にみられた体調不良に対するきめ細かな対応が難しい

といった制約があることから、**現時点で推奨するものではありません。**

ただし、個別接種の体制の確保が困難である場合など、特に地域の事情により、ワクチンの接種主体である市町村の判断において、学校集団接種を行う必要がある場合には、以下の点に十分留意し、適切な対策を講じる場合に限り、実施することができます。

留意すべき点

- (1) 生徒及び保護者への情報提供及び同意に関して留意すべき点
- (2) 接種が事実上の強制とならないために留意すべき点
- (3) 集団接種に対応できる体制の整備
- (4) 予防接種ストレス関連反応への対応

※具体的に留意すべき点等については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等について」（令和3年6月22日文科科学省初等中等教育局健康教育・食育課／厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）を参照

令和3年12月9日
滋賀県健康医療福祉部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者の自宅療養における公費負担医療の提供について

1. 現状

新型コロナウイルス感染症の自宅療養者の診療に要した費用のうち新型コロナウイルス感染症に関するものでない医療や新型コロナウイルス感染症に感染していなかったとしても実施されたであろう医療を除く費用については、緊急包括支援交付金の対象となり公費で負担をしています。

この公費負担対象となる期間の始期は、発生届が提出され保健所が自宅療養の認定をした以降とされており、新型コロナウイルス感染症と診断された際の診療は自宅療養の公費負担の対象外としています。

2. 課題

新型コロナウイルス感染症と診断された者が自宅療養となる場合、診断時に自宅療養中に使用する解熱剤の処方を医療機関にお願いしていますが、この費用が公費負担の対象になっていません。また、診断直後に外来でロナプリーブを投与することも検討されており、この費用も公費負担の対象になっていません。

3. 対応

今般、厚生労働省に緊急包括支援交付金による公費負担の対象範囲について確認したところ、自宅療養の認定を新型コロナウイルス感染症と診断された際の診察の途中で行った場合、初診料や再診料は、公費負担の対象外となるが、認定した以降に実施された治療や処方等（ロナプリーブの投与、解熱剤の処方、CT等の検査）の費用や薬局での調剤等の費用については、公費負担の対象としてよいとの回答を得たことから、今後の対応を下記のとおりとします。

記

新型コロナウイルス感染症と診断され、発生届が提出された患者の入院、宿泊療養または自宅療養の別が決定されるまでの期間に行われた治療等は、自宅療養の公費負担医療の対象として取り扱うこととする。

事 務 連 絡
令和3年（2021年）12月15日

一般社団法人滋賀県医師会
各地域医師会
一般社団法人滋賀県薬剤師会
一般社団法人滋賀県病院協会

御中

滋賀県健康医療福祉部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者の自宅療養における公費負担医療の提供
について

平素は、本県の保健医療行政について格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このことについて、令和2年4月30日付け健感発 0430 第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供について」で、自宅での安静・療養（以下「自宅療養」という。）中に医療機関、薬局及び指定訪問看護事業者を受診した場合の公費負担医療の取扱いについて取りまとめられているところです。

今般、この取扱いについて令和3年12月15日から下記のとおり取り扱うこととし、別紙のとおり質疑応答をまとめましたので、お知らせするとともに、貴会会員に周知いただきますようお願いいたします。

なお、関係医療機関には別添写しのとおり連絡しておりますことを申し添えます。

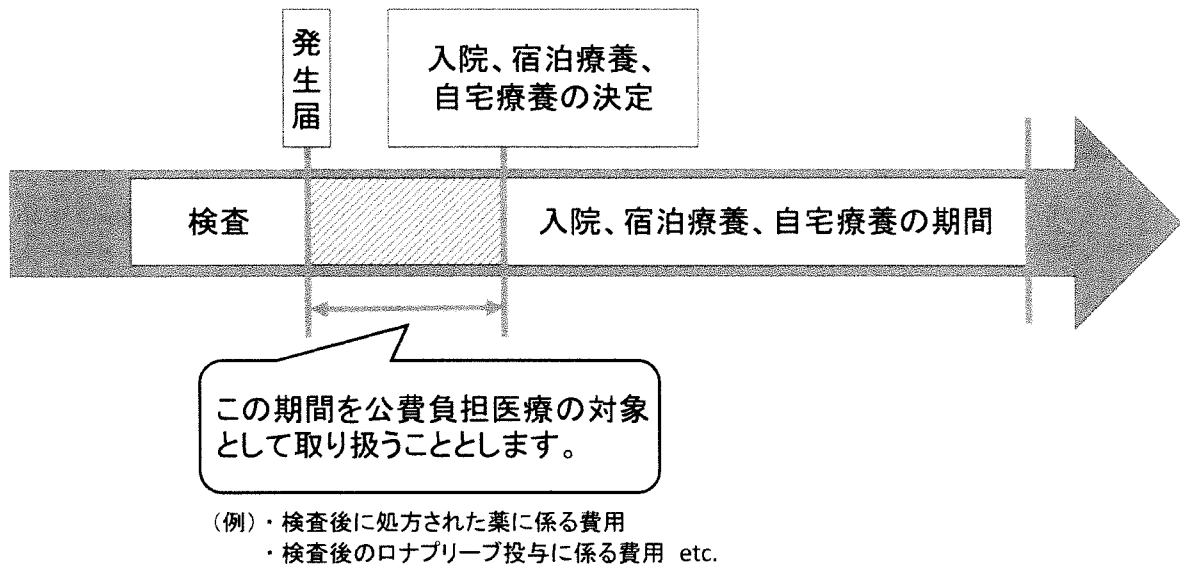
記

新型コロナウイルス感染症と診断され、発生届が提出された患者の入院、宿泊療養または自宅療養の別が決定されるまでの期間に行われた治療等は、自宅療養の公費負担医療の対象として取り扱うこととする。

滋賀県健康医療福祉部感染症対策課
調査・検査係 中畠
TEL：077-528-3584
E-mail：coronataisaku4@pref.shiga.lg.jp

Q 1.本事務連絡の「発生届が提出された患者の入院、宿泊療養または自宅療養の別が決定されるまでの期間」とはどの期間を指すのか。

A 1. 下図のとおりです。



Q 2.新型コロナウイルス感染症と診断した患者に対して、外来で解熱鎮痛剤を処方したが、公費負担医療の対象となるか。

A 2. 保健所に発生届を提出した以降、新型コロナウイルス感染症に関するものとして医師等が実施した医療は、公費負担医療の対象となります。

新型コロナウイルス感染症に関するものでない医療や新型コロナウイルス感染症に感染していなかったとしても実施されたであろう医療、発生届を提出する前にされた医療は対象外です。

また、新型コロナウイルス感染症と診断された際の検査にかかる初診料および再診料等も公費負担の対象外です。

なお、この場合、新型コロナウイルス感染症と診断された際の検査料および検査判断料は、従前のとおり検査の公費負担（28250504／28251502）の対象となります。

Q 3. 新型コロナウイルス感染症と診断した患者に対して、外来でロナプリーブを投与したが、その費用は公費負担の対象となるか。

A 3. Q 2に記載のとおり、保健所に発生届を提出した以降、新型コロナウイルス感染症に関するものとして医師等が実施した医療は、公費負担医療の対象となりますので、ロナプリーブ投与に係る費用についても公費負担の対象となります。

Q 4. 本事務連絡で自宅療養の公費負担の対象として取り扱うこととした期間の医療費を請求する場合、レセプトに記載する公費負担者番号はいずれの番号か。

A 4. 公費負担者番号(28250603)を使用ください。ただし、入院勧告・措置に基づく入院の期間中になった場合は、入院の公費負担者番号を使用ください。

また、1つのレセプトに「(1) 検査にかかる公費負担者番号」と「(2) 宿泊療養および自宅療養の公費負担者番号」、「(3) 入院の公費負担者番号」のうち複数の公費負担者番号が混在する場合、(3) → (1) → (2) という優先順位で該当する公費負担者番号欄に記載ください。

(1) 検査	28251502 (大津市) 28250504 (大津市以外)
(2) 宿泊療養および自宅療養	28250603
(3) 入院	各保健所から通知される公費負担者番号
1つのレセプトに(1)、(2)、(3)のうち複数の番号が混在する場合	(3) → (1) → (2) という優先順位で公費負担者番号欄に記載ください。

詳細な記載方法についてのお問い合わせは、「滋賀県国民健康保険団体連合会(直通 TEL 077-522-4382)」または「社会保険診療報酬支払基金滋賀支部(代表 TEL 077-523-2561)」にご連絡ください。

自宅療養の期間中であることの確認方法について

保健所等から受診調整等の連絡がなされた場合以外で、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者の診察をされる際、当該患者が自宅療養中であることを判断するに当たっては、保健所が交付する自宅療養中であることを証明することができる書面を診療時にご確認いただくか保健所へ問い合わせるなどにより確認をお願いします。

なお、当該自宅療養中であることを証明することができる書面の具体例としては、次に掲げるものなどがあります。

- ・ 軽症者等に配布する自宅療養に関する説明資料やリーフレット
- ・ 軽症者等に配布する自宅療養中の健康観察票

令和3年12月9日

滋賀県健康医療福祉部感染症対策課

HER-SYS 上での発生届の提出について

1. 背景

感染症法第12条第5項において、電磁的方法により発生届の登録を行うことができると規定されていますが、滋賀県においては発生届の保健所への提出をFAXのみで行ってきました。一方でほぼすべての他都道府県では60%程度の発生届が医療機関からHER-SYS(※)上に直接登録されている状況にあります。

HER-SYS導入当初と比べシステムが改善されていることや、国によるコールセンターの設置等によりHER-SYSは利用しやすくなっています。これらの背景から、滋賀県においてもHER-SYSによる発生届の提出を希望する医療機関が、HER-SYSを活用できるよう次のとおりお願いしたいと考えております。

※HER-SYS（新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム）とは、新型コロナウイルス感染症に感染した者等の情報を管理するため厚生労働省より導入されたシステムです。HER-SYSは関係者間の情報共有や患者に対する健康観察に活用できます。HER-SYSに発生届を登録する際には、紙の発生届と同じ項目をシステム上に入力いただきます。

2. 県の方針案について

県においては、HER-SYSを利用可能な医療機関が利用を希望された際に、HER-SYSの利用をできるようにしたいと考えています。

HER-SYSを利用できない医療機関や、利用を希望されない医療機関については、従来どおりFAXで届出を行っていただくことができます。

利用を希望される医療機関に対しては県および国から説明会等を開催し、記載方法や注意点を説明させていただきます。

3. 発生届で HER-SYS をご利用いただく際のメリットおよびデメリット

考えられるメリットおよびデメリットは以下のとおりです。

<メリット>

- ・紙面での発生届の作成、提出、保管が不要
- ・健康観察の機能を利用することで、患者に対する保健所の健康観察が早期に可能
- ・FAX の送信誤りがなくなる等による個人情報保護の強化

<デメリット>

- ・通常のインターネットに接続されている端末や、二段階認証に用いることができる電話（3 台まで設定可能）が必要

4. HER-SYS でご利用いただけること

①発生届の登録

②患者情報の閲覧（FAX で届出を行われた場合も利用できます）

<閲覧できる情報>

- ・自宅療養中、入院中、療養解除等のステータス
- ・自宅療養者等の体温や酸素飽和度等の報告（HER-SYS の健康観察機能を利用し健康観察を実施している場合）

5. HER-SYS のご利用にあたって

- ・HER-SYS を利用するためには、ユーザーID が必要になります。ユーザーID の入手方法や HER-SYS の利用方法については改めてご案内します。
- ・患者情報の閲覧のみの利用の場合もユーザーID を入手いただけます。

HER-SYS簡易操作マニュアル

医療機関向け

2021.9

サインインの手順

①HER-SYSのURLを入力



※ URLは、保健所又はヘルプデスクにお問い合わせください。
(ヘルプデスクへのお問い合わせ時には、医療機関名等を確認させていただきます)

②Sign inをクリック



ここをクリックすると、
サインインできない場合の
対処方法が記載されたページへ移動します

7

③HER-SYS IDを入力し、 次へをクリック

※管轄の保健所から発行されたIDです。

④パスワードを入力し、 サインインをクリック

※初めてHER-SYSを利用する場合は、保健所から通達された初期パスワードを入力してください。

8

⑤ **次へ** をクリック

⑥ [Japan(+81)] を選択し、電話番号を入力

↓
「コードをSMS送信」か「電話する」のどちらかを選択後、**次へ** をクリック

9

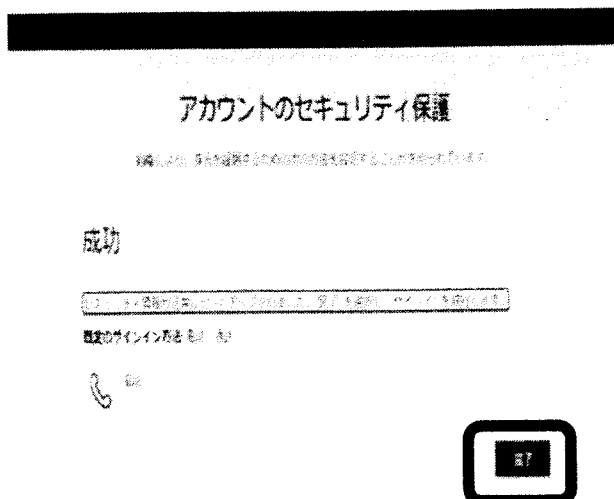
⑦ 画面に“電話中”という表示が出た後、⑥で入力した番号へ電話が来るので、電話をとり、音声に従って入力

※SMSの場合は、携帯電話に認証コードが送られてくるので、案内に従い、その番号を入力してください。

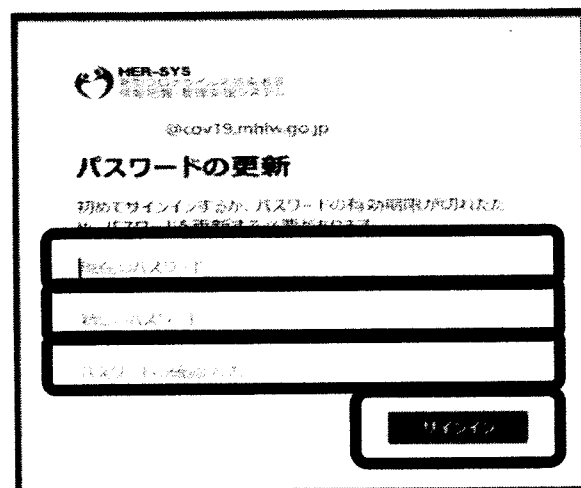
⑧ 電話番号の認証が終了したら、**次へ** をクリック

10

⑨一連の手続が終了したら、**完了** をクリック

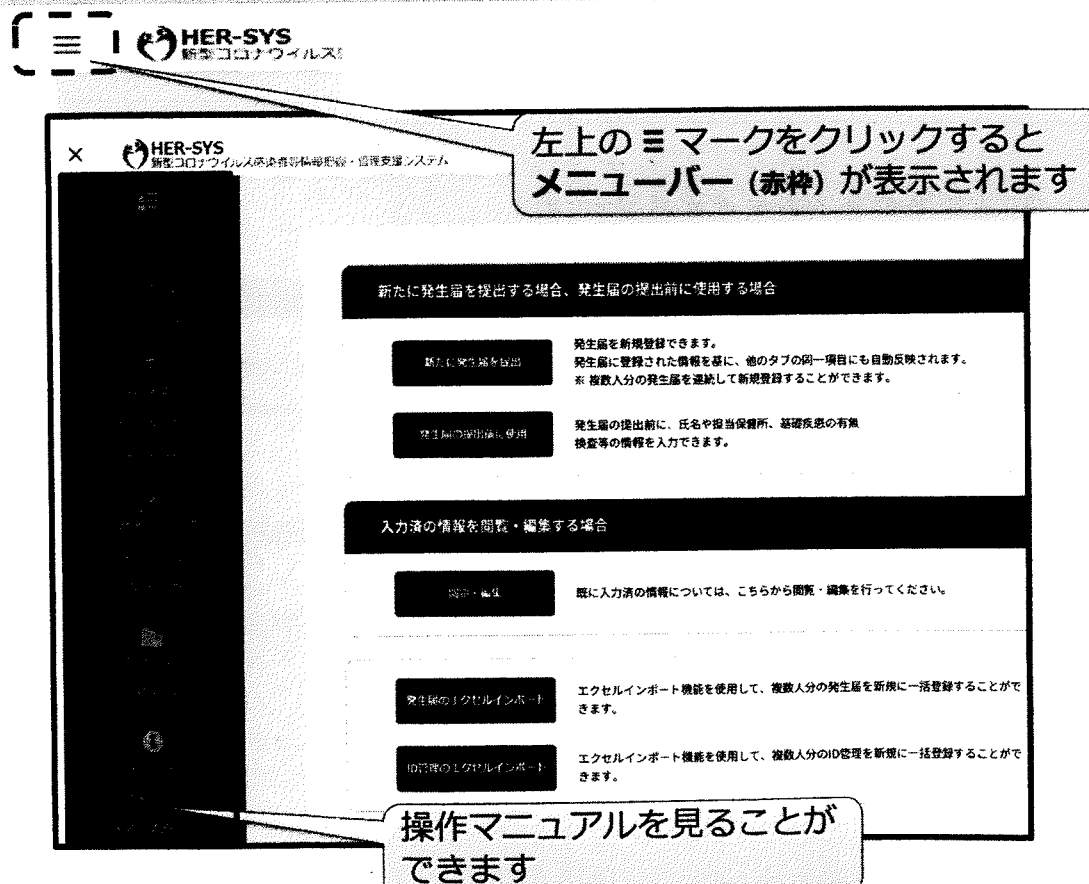


⑩「現在のパスワード欄」に初期パスワードを、「新しいパスワード欄」にご自身で設定したパスワードを入力して、**サインイン** をクリック



※初回のみ必要となる手続です。 11

⑪サインインに成功すると、以下の画面が表示されます。



発生届 新規入力の手順

13

①「新たに発生届を提出」ボタンを押してください

三 HER-SYS
新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム

新たに発生届を提出する場合、発生届の提出前に使用する場合

新たに発生届を提出

発生届を新規登録できます。
発生届に登録された情報を基に、他のタブの同一項目にも自動反映されます。
※ 複数人分の発生届を連続して新規登録することができます。

発生届の提出前に使用

発生届の提出前に、氏名や担当保健所、基礎疾患の有無
検査等の情報を入力できます。

入力済の情報を閲覧・編集する場合

閲覧・編集

既に入力済の情報については、こちらから閲覧・編集を行ってください。

14

②入力できる箇所は、必ず入力してください

入力が終わったら **確認** をクリック

～発生届の提出は、感染症法に基づく義務です～

法令様式をONにすると書式が変わります。(紙様式と同じ形式で入力可能) どちらで入力してもかまいません。

発生届 ※ 発生届の提出は、感染症法第12条に基づく義務です。必要な事項を入力の上、速やかに提出して下さい。

お名前

0

発生届

法令様式

医療する病院・診療所のお名前

外来機関を検索

医師の氏名

当該者情報

フリガナ

生年月日

性別

男

女

確認

医師の氏名

医療する病院・診療所のお名前

上級医・診療所の所在地 (4)

電話番号 (4)

(1) 診療・診療所に従事している

(2) 診療・診療所に従事していない

1 診断 (検査) した者 (死例) の履歴

“医師の氏名”を入力すると、右側に医師マスタに登録する の表示が出ます。

チェックをつけると医師名が登録でき、次回以降、その医師名が選択項目に表示されます。

15

③「確認」ボタン押下後、必須項目の入力がないと、この画面表示が出ます。

続ける をクリックすると、次の画面へ移ります

入力する をクリックすると、元の画面へ戻ります

入力項目の確認

- 必須項目が入力されていません。
赤枠で表示した項目を入力してください。

続ける

入力する

④最後に **報告** をクリックしてください

通知設定

メール送信	する	※ 提出済データと提出済データ (発生届) の重複を防ぐためです。
送信先	保健所、東京都	
My HER SYS URL 通知	しない	※ My HER SYS URL 通知は利用しません。
通知先	未登録	
前回通知日	未登録	

※日付の入力がないと、この画面表示が出ます
確認の結果、問題ない場合には
続ける をクリック

日付の整合性確認

以下の×が表示された日付は他の日付と前後関係が正しくありません。

時系列 (昇順)	
○ () 生年月日	(入力なし) ※ 最も古い日付
○ () 医療機関認定年月日	(入力なし)
○ () 発症年月日	(入力なし)
○ () 初診年月日	(入力なし)
× 検体採取日	(2020/10/15)
× 診断 (検査) 年月日	(2020/10/13)
○ () 入院年月日	(入力なし)
○ () 死亡年月日	(入力なし)
× 報告年月日	(2020/10/14) ※ 最も新しい日付

戻る

続ける

16

⑤ 完了 をクリック

完了しました

更新日 年 月 日

に発生届の報告メールを送信しました。

完了

⑥ 登録完了 をクリックすると、画面が遷移します

連続登録 をクリックすると、新規登録画面へ戻ります

登録完了

登録完了ボタンを押すと、入力した発生届の表示画面に進みます。
他の感染(疑い)者を連続して登録する場合、連続登録ボタンを押してください。発生届の入力画面に戻ります。
連続登録(引き継ぎ)ボタンを押下すると、「医師の氏名、従事する病院・診療所の名称、入院医療機関」が引き継がれます。

・登録情報
HER-SYS ID :
氏名 :

登録完了

連続登録

連続登録(引き継ぎ)



HER-SYS
新型コロナウイルス

医師情報の登録と一致
新規登録
登録情報一覧

メニューバーの新規登録をクリックすると、サインイン直後の画面に戻れます。

【ポイント】

連続登録（引継ぎ）を選択すると、病院名（診療所名）や医師の氏名が引き継がれます。

同じ医師が診断した患者を、連続して入力する場合に便利です。

令和4(2022)年度 湖南広域休日急病診療所 当番医一覧表

(令和4年4月～令和5年3月)

(令和3年12月18日確定)

【確定】

月日	曜	内科担当医		小児科担当医	月日	曜	内科担当医		小児科担当医	
		10時～14時	14時～18時	10時～16時			10時～14時	14時～18時	10時～16時	10時～16時
4/3	(日)	増田 江利子	五十嵐 知之	山崎 裕通	10/2	(日)	五十嵐 知之	佐伯 満男	吉岡 誠一郎	
4/10	(日)	山本 卓	佐竹 弘	福井 徹哉	10/9	(日)	井上 佐知子	堀出 直樹	宇都宮 琢史	
4/17	(日)	下郷 司	田中 久貴	西藤 成雄	10/10	月・祝	久永 智子	木築 野百合	立入 利晴	
4/24	(日)	河崎 千尋	関川 修司	橋本 和廣	10/16	(日)	本田 亘	内田 和則	藤澤 大輔	
4/29	金・祝	藤本 浩	川人 浩之	谷村 剛	10/23	(日)	浅井 清	山本 卓	問山 健太郎	
5/1	(日)	矢間 博貴	伊藤 誠	熊田 知浩	10/30	(日)	西尾 壮示	樋上 雅一	上田 達哉	
5/3	火・祝	佐竹 弘	高田 宏和	宗村 純平	11/3	木・祝	吉川 明	藤本 浩	白波瀬 互	
5/4	水・祝	杉山 健二	樋上 雅一	都築 智子	11/6	(日)	加藤 洋一	川人 浩之	松川 誠司	
5/5	木・祝	中西 智之	南 喜幸	橋本 和廣	11/13	(日)	伊藤 誠	岡 敦子	谷村 剛	
5/8	(日)	千菊 敦士	許 永勝	山本 尚	11/20	(日)	矢間 博貴	坂井 伸好	木戸脇 智志	
5/15	(日)	橋本 賢治	井上 慎二	宇野 正章	11/23	水・祝	衛藤 信之	吉崎 健	笠井 康史	
5/22	(日)	新木 真一	岸本 拓磨	植松 潤治	11/27	(日)	小熊 哲也	尾柳 大樹	都築 智子	
5/29	(日)	富田 一聖	西尾 壮示	宇都宮 琢史	12/4	(日)	小林 昌明	奥田 浩人	佐藤 恒	
6/5	(日)	松村 憲一	廣谷 秀一	吉岡 誠一郎	12/11	(日)	富永 真澄	増田 江利子	熊田 知浩	
6/12	(日)	畑 和憲	稗田 弘一	立入 利晴	12/18	(日)	福田 正悟	下郷 司	宗村 純平	
6/19	(日)	澤田 正史	中野 克哉	藤澤 大輔	12/25	(日)	関川 修司	野村 哲	福井 徹哉	
6/26	(日)	遠藤 繁	杉山 健二	問山 健太郎	12/29	木・休	西澤 寛貴	小西 常起	山崎 裕通	木戸脇 智志
7/3	(日)	和田 厚幸	津田 透	松川 誠司	12/30	金・休	本田 亘	坂井 伸好	西藤 成雄	白波瀬 互
7/10	(日)	白井 博志	後藤 秀夫	白波瀬 互	12/31	土・休	富田 一聖	久永 智子	笠井 康史	松川 誠司
7/17	(日)	藤井 応理	松本 啓一	上田 達哉	1/1	日・祝	五十嵐 知之	畑 和憲	植松 潤治	佐藤 恒
7/18	月・祝	尾松 操	大橋 誠治	谷村 剛	1/2	月・休	許 永勝	山本 卓	福井 徹哉	立入 利晴
7/24	(日)	光田 憲彦	内田 康和	熊田 知浩	1/3	火・休	田中 久貴	吉崎 健	上田 達哉	藤澤 大輔
7/31	(日)	山本 拓実	西澤 寛貴	笠井 康史	1/8	(日)	津田 透	河崎 千尋	西藤 成雄	橋本 和廣
8/7	(日)	柴田 修行	西 高弘	都築 智子	1/9	月・祝	佐竹 弘	小西 常起	宇野 正章	山本 尚
8/11	木・祝	岡田 貴司	南 喜幸	佐藤 恒	1/15	(日)	橋本 賢治	千菊 敦士	植松 潤治	吉岡 誠一郎
8/14	(日)	金井 俊平	片岡 晃	木戸脇 智志	1/22	(日)	岸本 拓磨	新木 真一	立入 利晴	藤澤 大輔
8/21	(日)	鈴木 雅之	戸成 智子	宗村 純平	1/29	(日)	南 喜幸	富田 一聖	問山 健太郎	上田 達哉
8/28	(日)	甲原 一郎	中西 智之	山崎 裕通	2/5	(日)	稗田 弘一	遠藤 繁	白波瀬 互	山崎 裕通
9/4	(日)	遠藤 衛	山地 尚	福井 徹哉	2/11	土・祝	許 永勝	澤田 正史	松川 誠司	谷村 剛
9/11	(日)	岡森 博史	山本 敏夫	西藤 成雄	2/12	(日)	杉山 健二	畑 和憲	笠井 康史	熊田 知浩
9/18	(日)	高田 宏和	大槻 鉄郎	橋本 和廣	2/19	(日)	田中 久貴	白井 博志	都築 智子	佐藤 恒
9/19	月・祝	浅野 信行	久永 卓	山本 尚	2/23	木・祝	後藤 秀夫	中野 克哉	宗村 純平	木戸脇 智志
9/23	金・祝	馬場 史道	加藤 誠	宇野 正章	2/26	(日)	松本 啓一	尾松 操	山崎 裕通	福井 徹哉
9/25	(日)	尾柳 知佐子	中嶋 康彦	植松 潤治	3/5	(日)	大橋 誠治	光田 憲彦	西藤 成雄	
					3/12	(日)	内田 康和	柴田 修行	橋本 和廣	
					3/19	(日)	西 高弘	山本 拓実	山本 尚	
					3/21	火・祝	廣谷 秀一	岡田 貴司	宇野 正章	
					3/26	(日)	金井 俊平	鈴木 雅之	植松 潤治	

※18時～22時の内科担当は、済生会滋賀県病院の先生が担当します。

※16時～22時の小児科担当は、滋賀医科大学小児科医の先生が担当します。

※令和4年4月29日～5月5日・令和4年12月29日～令和5年1月3日の当番はゴールデンウィーク・年末年始当番表による。

※都合の悪い場合は、各自で調整をお願いします。調整できない場合は、下記の先生まで連絡してください。

(内科医) 草津栗東地区…中嶋 康彦 守山野洲地区…小西 常起

(小児科医) 草津栗東地区…白波瀬 互 守山野洲地区…松川 誠司

〈緊急連絡先〉救急医療事務局 077-551-1300(月～金) 休日急病診療所 077-551-1599(日・祝)

2021 年 12 月 9 日

滋賀県医師会
地域職域医師会長 殿

滋賀医科大学社会医学講座
教授 一杉 正仁

文部科学省基礎研究医養成活性化プログラム

「地域で活躍する Forensic Generalist, Specialist の養成」の実施について

謹啓

平素より本学の教育に御協力下さり、厚く御礼申し上げます。

この度、文部科学省基礎研究医養成活性化プログラムの一環として標記の事業が選定され、令和3年度から5年間の予定で実施することとなりました。本プログラムは地域を挙げて質の高い死因究明に取り組んでいる滋賀県を中心に、滋賀医科大学、京都府立医科大学、大阪医科大学で運用致します。

このプログラムでは法医学の知見・能力を臨床医学に活用できる医師や歯科医師 (Forensic Physician, Forensic Dentist)、死因究明等に関する優れた知識・技能を有する法医学の専門医師 (Forensic Specialist) を養成することを目的としています。それぞれ、大学院博士課程で教育を行います。このほか、法医学の知見・能力を活用できる実地医家 (Police Doctor と記してあります) の養成には、短期間に研修を受けて知識と技術を習得できるインテンシブコースを設けます。

プログラムの運用におきまして、地域における各機関や団体の皆様方との連携に基づく実践の場が不可欠でございます。本プログラムの趣旨をお汲み取りいただき、何卒ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

本プログラムが実践されることで、法医学の知識や技能を習得した医師・歯科医師が地域で活躍することになり、死因究明等に関する地域の施策、犯罪被害者支援、災害医療などを円滑に推進できます。もって、地域の健康増進や公衆衛生の維持、治安維持や安全確保といった社会の安全や安心にも貢献できると考えております。何卒宜しくお願い申し上げます。

謹白

令和3年11月22日

滋賀県医師会

会長 越智 眞一 先生御侍史

滋賀医科大学 理事・副学長（教育・学生支援・コンプライアンス担当）
文部科学省補助事業 基礎研究医養成活性化プログラム「地域で活躍する
Forensic Generalist, Specialist の養成」事業責任者

松 浦 博

文部科学省補助事業 基礎研究医養成活性化プログラム「地域で活躍する Forensic
Generalist, Specialist の養成」の実施について（依頼）

謹啓

平素より本学の教育に御協力下さり、厚く御礼申し上げます。

この度、文部科学省補助事業「基礎研究医養成活性化プログラム」の一環として、標記の事業が選定され、令和3年度から5年間の予定で実施することとなりました。本プログラムは地域を挙げて質の高い死因究明に取り組んでいる滋賀県を中心に、滋賀医科大学、京都府立医科大学、大阪医科薬科大学で運用致します。

このプログラムでは法医学の知見・能力を臨床医学に活用できる医師や歯科医師（Forensic Physician, Forensic Dentist）、死因究明等に関する優れた知識・技能を有する法医学の専門医師（Forensic Specialist）を養成することを目的としており、大学院博士課程で教育を行います。このほか、法医学の知見・能力を活用できる実地医家（Police Doctor と記してあります）の養成には、短期間に研修を受けて知識と技術を習得できるインテンシブコースを設けます。

プログラムの運用におきまして、地域における各機関や団体の皆様方との連携に基づく実践の場が不可欠でございます。本プログラムの趣旨をお汲み取りいただき、何卒ご協力を賜りたくお願い申し上げます。なお、具体的な事項に関しましては、プログラムコーディネーターでございます本学社会医学講座の一杉より改めてお願い申し上げます。

本プログラムが実践されることで、法医学の知識や技能を習得した医師・歯科医師が地域で活躍することになり、死因究明等に関する地域の施策、犯罪被害者支援、災害医療などを円滑に推進できます。もって、地域の健康増進や公衆衛生の維持、治安維持や安全確保といった社会の安全や安心にも貢献できると考えております。何卒宜しくお願い申し上げます。

謹白

(写)

2021 年 11 月 17 日

滋賀県死因究明等推進協議会
委員各位 殿

滋賀医科大学社会医学講座
教授 一杉 正仁

文部科学省基礎研究医養成活性化プログラム
「地域で活躍する Forensic Generalist, Specialist の養成」の実施について

謹啓

平素より本学の教育に御協力下さり、厚く御礼申し上げます。

この度、文部科学省基礎研究医養成活性化プログラムの一環として標記の事業が選定され、令和3年度から5年間の予定で実施することとなりました。本プログラムは地域を挙げて質の高い死因究明に取り組んでいる滋賀県を中心に、滋賀医科大学、京都府立医科大学、大阪医科大学で運用致します。

このプログラムでは法医学の知見・能力を臨床医学に活用できる医師や歯科医師 (Forensic Physician, Forensic Dentist)、死因究明等に関する優れた知識・技能を有する法医学の専門医師 (Forensic Specialist) を養成することを目的としています。それぞれ、大学院博士課程で教育を行います。このほか、法医学の知見・能力を活用できる実地医家 (Police Doctor と記してあります) の養成には、短期間に研修を受けて知識と技術を習得できるインテンシブコースを設けます。

プログラムの運用におきまして、地域における各機関や団体の皆様方との連携に基づく実践の場が不可欠でございます。本プログラムの趣旨をお汲み取りいただき、何卒ご協力を賜りたくお願い申し上げます。なお、具体的な事項に関しましては、プログラムコーディネーターでございます滋賀医科大学社会医学講座の一杉より改めてお願い申し上げます。

本プログラムが実践されることで、法医学の知識や技能を習得した医師・歯科医師が地域で活躍することになり、死因究明等に関する地域の施策、犯罪被害者支援、災害医療などを円滑に推進できます。もって、地域の健康増進や公衆衛生の維持、治安維持や安全確保といった社会の安全や安心にも貢献できると考えております。何卒宜しくお願い申し上げます。

謹白

大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業 基礎研究医養成活性化プログラム

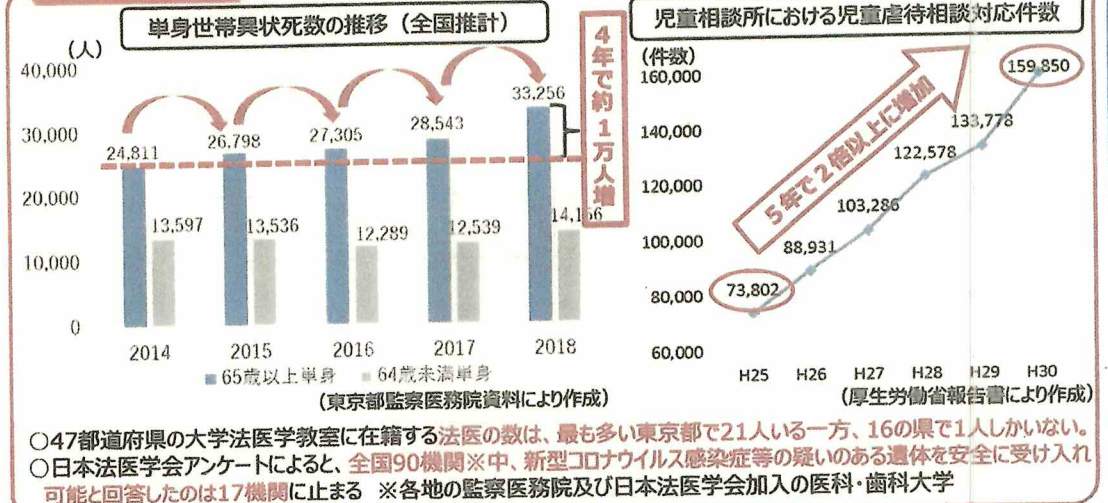
令和3年度要求・要望額 1億円
(前年度予算額 0.6億円)



背景・課題

- 令和2年4月施行の死因究明等推進基本法を踏まえ、犯罪見逃しの防止や未知の感染症の疑いのある遺体の取扱いなど、我が国の治安や公衆衛生の向上に向けて、死因究明等の取組を促進する必要がある。
- 一方、死因究明等を担う医師や歯科医師が全国的に不足する中、大学における法医学・歯科法医学の人材育成体制のさらなる充実の必要がある。
⇒法医解剖医等の地域偏在と不足の解消
- 児童虐待の相談件数が大幅に増える中で、虐待の見逃しが懸念されており、児童の受けた傷からその原因を法医学の観点から適切に診断できる人材が新たに参画する必要がある。
⇒小児科等臨床医と連携する法医学人材の不足の解消
- 新型コロナウイルス感染症等未知の感染症の疑いのある異状死体の検死に当たり、解剖従事者等の不安を解消する必要がある。
⇒未知の感染症に対応できる人材不足と解剖設備等の未整備の解消

各種データ



事業概要

【法医学の知見・能力を臨床医学等に活用できる医師等の養成】

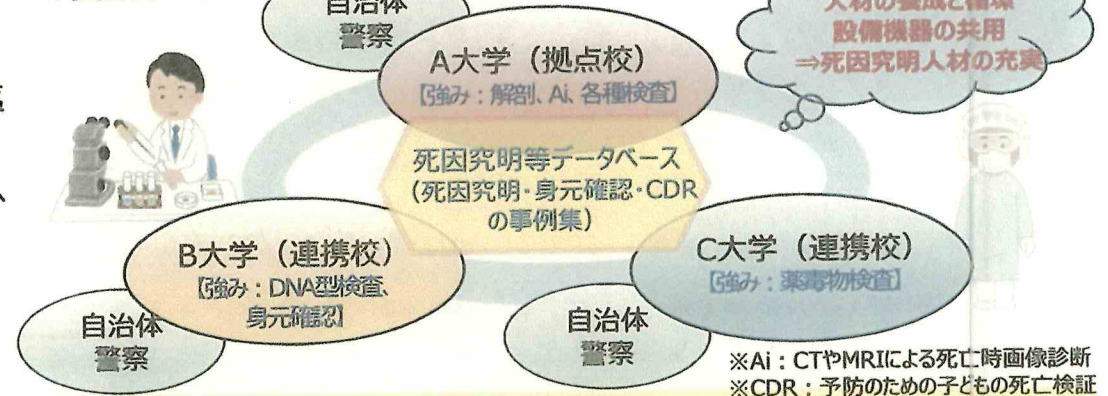
- 法医学教室で意欲的な取組を行う大学が中心となり、近隣の大学及びその所在する自治体等と連携し、法医学分野を目指す大学院学生の養成や、臨床医・臨床歯科医の学び直しを行う教育拠点を構築。
- 過去の死因究明等に関するデータの管理・分析機能を集約化するとともに、それらのデータを活用して、児童虐待等の痕跡の判別や薬毒物中毒による死因の判別など、死因究明等に関する優れた知識・技能を有する人材を養成するプログラムを構築。

- ◇事業期間：最大5年間（令和3年度～7年度）
- ◇選定件数・単価：3拠点×3,000万円

【継続分】病理学分野等における基礎研究医の養成と確保

- 複数の大学がそれぞれの強みを生かし連携するなど、大学院課程において病理学を始めとする優れた基礎研究医を養成。⇒令和元年度までに81人の履修者を受入
- ◇事業期間：5年間（平成29年度～令和3年度）
- ◇選定件数・単価：5拠点×約700万円

<取組イメージ>



<期待される成果>

- ☆死因究明等の知識・技能を身に付けた医師・歯科医師の増加と地域間での人材の循環による死因究明の推進
- ☆大学や自治体間でのデータベースの構築による死因究明等の質の向上と児童虐待等の早期発見・防止への活用
- ☆未知の感染症等が疑われる死因不明遺体の受入体制強化による公衆衛生の向上

地域で活躍する Forensic Generalist, Specialist の養成

【法医学の知見・能力を活用できる実地医家】

- ◆ 死体検案・身元確認
- ◆ 被虐待児・高齢者の診察
- ◆ 犯罪被害者、家族の心身ケア
- ◆ 大規模災害時の医療活動
- ◆ 矯正医療

Forensic Physician

博士課程

Forensic Dentist

博士課程

Police Doctor

(インテンシブコース)

【死因究明等に関する優れた知識・技能を有する専門家】

- ◆ 法医学解剖
- ◆ 法医画像診断
- ◆ 生化学・薬毒物検査
- ◆ 病理組織学的検査
- ◆ DNA解析・個人識別
- ◆ 事故再現 (FEモデル)

鑑定

Forensic Specialist

博士課程

先進的・特色ある取り組みに基づく教育

外因死遺族への
心のケア相談窓口
(滋賀医)

性暴力被害者総合ケア
ワンストップ
(滋賀県)

子どもの死因究明体制整備
モデル事業
(厚労省→滋賀医, 京府医)

戦没者慰霊事業における
DNA鑑定
(厚労省→大阪医薬)

近畿地区の矯正医療
(法務省大阪矯正管区→滋賀医)

交通事故死者データベースに
よる予防対策の推進
(滋賀医)

死体検案研修会見学実習
(日本医師会→滋賀医, 京府医, 大阪医薬)

医師による遠隔からの死亡診断を
サポートする看護師研修
(厚労省・文科省→京府医)

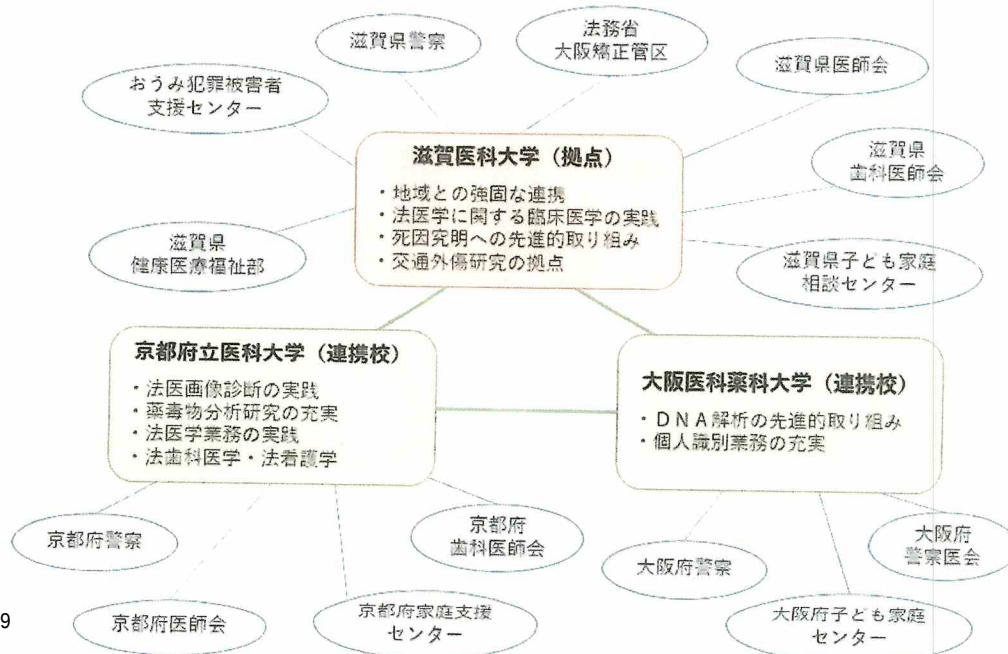
地域・社会との連携に基づく3校の取り組み

【3校連携の強み】

- ◆ 地域で活躍する医療者の育成が共通の使命
- ◆ 3校ともに充実した実務経験
年間約400体の法医学解剖, 750以上のCT画像診断の実績
- ◆ 互いに補完し合う高い専門性
- ◆ 地域との連携に基づく臨床法医学の実践

【期待される効果】

- ◆ 法医学の知識・技能を修得した医師・歯科医師が地域で活躍
- ◆ 死因究明等に関する地域の施策を円滑に推進
- ◆ 地域のヘルスプロモーション・セーフティプロモーションに寄与



教育プログラム・コースの概要

大学名等	滋賀医科大学大学院医学系研究科・京都府立医科大学医学研究科・大阪医科大学大学院医学研究科						
教育プログラム・コース名	Forensic Physician 養成コース						
取組む分野	☒ 法医学 ☐ 歯科法医学 ☐ 法中毒学 ☒ その他（臨床法医学、法医画像診断学） ※該当する分野をチェックしてください。（複数選択可能）						
対象者	博士課程学生（※医師免許を持つ者）						
修業年限（期間）	4年						
養成すべき人材像	法医学に関する知見や能力を備えた臨床医を育成する。医療現場で遭遇する異状死に対して適切な死体検案ができること、被虐待児や被虐待高齢者の診察を行い、損傷発生機序を正確に判断できること、犯罪被害者や死者の家族などに対する適切なグリーフケアができることなどを到達目標とする。また、矯正医療や性犯罪被害者の診察等に従事できることも望まれる。						
修了要件・履修方法	〔修了要件〕原則として、所属する各大学院の必要単位を履修し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文審査及び最終試験に合格すること。						
履修科目等	<共通科目（必修）> 12単位 法医画像診断学（4単位）、個人識別学（4単位）、臨床法医学実習（4単位） <コース必修科目> 8単位 先端法医学実習（4単位）、薬毒物中毒学（4単位） <コース選択科目> 10単位以上 小児科学特論（4単位）、ウイメンズヘルス学特論（2単位）、病理学実習（4単位）、外3科目12単位						
教育内容の特色等（新規性・独創性）	地域で活躍する臨床医を養成することから、死体検案や被虐待児の診察など、実務に役立つ具体的内容を取り上げる。さらに、県健康医療福祉部、地域医師会、犯罪被害者支援センターなど、地域における関係機関や団体が実習・演習などを中心に講師として参画する。 これらの点は新規性が高く、かつ現状を分かりやすく把握できるという点で適切な受講環境が整っている。						
指導体制	滋賀医大法医学および滋賀県医師会などの関連団体、京府医大法医学、大阪医薬大法医学の教員を中心に講義・演習・実習を行い、3校における関連臨床分野の教員が適宜参画する。						
教育プログラム・コース修了者のキャリアパス構想	<キャリアパスの構築について> ・優秀な成績で修了した学生に対して、連携3校のいずれかで助教のポストを確保する。また、本プログラム用に設けた特任助教ポストも用いる。また、滋賀医大がすでに研究医コース修了者のために確保してある2ポストも流動的に使用する。 ・地域における警察協力医（非常勤）、大阪府監察医事務所（常勤・非常勤）、兵庫県監察医事務所（非常勤）、京都府内の保健所、矯正医療関連施設（常勤・非常勤）について適宜利用する。 <プログラム受講者に対するキャリアパスの明示方法について> ・本コースの学生募集の際に、募集要項及びホームページに明示する。						
受入開始時期	令和4年4月						
受入目標人数	対象者 (職種ごとに記載)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	計
	博士課程学生	0	1	0	1	0	2
							0
							0
							0
	計	0	1	0	1	0	2

※教育プログラム・コースごとに作成して下さい。

※各欄の行の高さは自由に変えて結構です。横幅は変えないでください。

教育プログラム・コースの概要

大学名等	京都府立医科大学医学研究科・滋賀医科大学大学院医学系研究科・大阪医薬科大学大学院医学研究科						
教育プログラム・コース名	Forensic Dentist 養成コース						
取組む分野	☒ 法医学 ☒ 歯科法医学 ☐ 法中毒学 ☒ その他（臨床法医学、法医画像診断学） ※該当する分野をチェックしてください。（複数選択可能）						
対象者	博士課程学生（※歯科医師免許を持つ者）						
修業年限（期間）	4年						
養成すべき人材像	法医学に関する知見や能力を備えた歯科医を育成する。まずは全身を視て死亡の概要を理解できるようにする。そして、死体の歯牙を観察してデンタルチャートを正しく作成できること、身元確認作業が行えること、被虐待児や被虐待高齢者の診察を行い歯科所見やバイトマークの有無を確認すること、顎顔面損傷発生機序を正確に判断できることなどを到達目標とする。						
修了要件・履修方法	〔修了要件〕原則として、所属する各大学院の必要単位を履修し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文審査及び最終試験に合格すること。						
履修科目等	〈共通科目（必修）〉12単位 法医画像診断学（4単位）、個人識別学（4単位）、臨床法医学実習（4単位） 〈コース必修科目〉8単位 歯科口腔外科実習（4単位）、口腔解剖学特論（4単位） 〈コース選択科目〉10単位以上 外科学特論（4単位）、鑑識科学総論（2単位）、救急集中治療医学実習（4単位）、外 3科目12単位						
教育内容の特色等 （新規性・独創性）	地域で活躍する歯科医師を養成することから、死体の身元確認、被虐待児にみられるバイトマークの鑑定、口腔所見の診察といった実務に役立つ具体的内容を取り上げる。さらに、さらに、県健康医療福祉部、府県歯科医師会、犯罪被害者支援センターなど、地域における関係機関や団体が実習・演習などを中心に講師として参画する。 これらの点は新規性が高く、かつ現状を分かりやすく把握できるという点で適切な受講環境が整っている。						
指導体制	京府医大法医学及び歯科、滋賀医大法医学及び歯科口腔外科、大阪医薬大法医学及び口腔外科の教員を中心に講義・演習・実習を行う。そして、京都府歯科医師会、滋賀県歯科医師会に所属する歯科医師が適宜参画する。						
教育プログラム・コース修了者のキャリアパス構想	<キャリアパスの構築について> ・優秀な成績で修了した学生に対して、連携3校のいずれかで助教のポストを確保する。また、本プログラム用に設けた特任助教ポストも用いる。 ・京都府、滋賀県、大阪府内における警察協力歯科医（非常勤）、矯正医療関連施設（常勤・非常勤）について適宜利用する。 <プログラム受講者に対するキャリアパスの明示方法について> ・本コースの学生募集の際に、募集要項及びホームページに明示する。						
受入開始時期	令和4年4月						
受入目標人数	対象者 （職種ごとに記載）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	計
	博士課程学生	0	0	1	0	1	2
							0
							0
							0
	計	0	0	1	0	1	2

※教育プログラム・コースごとに作成して下さい。

※各欄の行の高さは自由に変えて結構です。横幅は変えないでください。

教育プログラム・コースの概要

大学名等	大阪医科薬科大学大学院医学研究科・滋賀医科大学大学院医学系研究科・京都府立医科大学医学研究科						
教育プログラム・コース名	Forensic Specialist養成コース						
取組む分野	☒ 法医学 ☐ 歯科法医学 ☒ 法中毒学 ☐ その他（個人識別学、法医画像診断学） ※該当する分野をチェックしてください。（複数選択可能）						
対象者	博士課程学生（※医師免許を持つ者）						
修業年限（期間）	4年						
養成すべき人材像	法医実務や鑑定を主たる業務とし、法医学の専門家を育成する。法医解剖を執刀でき正しい法医鑑定ができること、法医学における幅広い知識を有すること、裁判において正しく科学的知見を述べられること、法医学に関する研究に従事できることなどを到達目標とする。						
修了要件・履修方法	〔修了要件〕原則として、所属する各大学院の必要単位を履修し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文審査及び最終試験に合格すること。						
履修科目等	〈共通科目（必修）〉12単位 法医画像診断学（4単位）、個人識別学（4単位）、臨床法医学実習（4単位） 〈コース必修科目〉8単位 先端法医学実習（4単位）、薬毒物中毒学（4単位） 〈コース選択科目〉10単位以上 遺伝情報学実習（4単位）、裁判科学総論（4単位）、先端臨床検査技術実習（4単位）、外3科目10単位						
教育内容の特色等 （新規性・独創性）	法医学の専門家として、正しい診断や分析に基づく正確な鑑定が求められる。したがって、幅広い専門的知識の修得と、その実践が欠かせない。今回は連携3校が、それぞれ専門とする内容を教育する故、幅広い専門的内容を教授できる。したがって、単大学で行っていたこれまでの大学院教育よりも質が高いと考える。また、地域との強い連携に基づいて、地域で活躍する関係機関、団体の関係者から直接指導を得られる。したがって、受講者は実務的な内容を幅広く得られることになり、十分な受講環境が整っていると考えられる。						
指導体制	大阪医大法医学、滋賀医大法医学、京府医大法医学の教員を中心に講義・演習・実習を行う。適宜、3校における関連臨床分野の教員が参画する。						
教育プログラム・コース修了者のキャリアパス構想	<キャリアパスの構築について> ・優秀な成績で修了した学生に対するキャリアパスとして、連携3校のいずれかで助教のポストを確保する。また、本プログラム用に設けた特任助教ポストも用いる。また、滋賀医大がすでに研究医コース修了者のために確保してある2ポストも流動的に使用する。 ・大阪府監察医事務所（常勤・非常勤）、兵庫県監察医事務所（非常勤）、京都府内保健所を適宜利用する。 <プログラム受講者に対するキャリアパスの明示方法について> ・本コースの学生募集の際に、募集要項及びホームページに明示する。						
受入開始時期	令和4年4月						
受入目標人数	対象者 （職種ごとに記載）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	計
	博士課程学生	0	1	0	1	1	3
							0
							0
							0
	計	0	1	0	1	1	3

※教育プログラム・コースごとに作成して下さい。

※各欄の行の高さは自由に変えて結構です。横幅は変えないでください。

教育プログラム・コースの概要

大学名等	滋賀医科大学、京都府立医科大学、大阪医科薬科大学						
教育プログラム・コース名	Police Doctor 養成コース【インテンシブ】						
取組む分野	☒ 法医学 ☒ 歯科法医学 ☐ 法中毒学 ☒ その他（臨床法医学、法医画像診断学） ※該当する分野をチェックしてください。（複数選択可能）						
対象者	医師・歯科医師						
修業年限（期間）	2ヶ月						
養成すべき人材像	地域で活躍する医師や歯科医師を対象に、基礎的内容を集中的に学ぶ。到達目標は、警察協力医、子ども家庭相談センターの委託医として死体検案、身元確認、犯罪被害者の診察等に従事できることである。						
修了要件・履修方法	・医師コース、歯科医師コースそれぞれにおいて、全8回（1回90分）の講習に参加する。						
履修科目等	<医師コース> ①死体検案総論 ②内因性急死の診かた ③外傷死の診かた ④薬物中毒検査 ⑤グリーフケア ⑥被虐待者の診かた ⑦矯正医療 ⑧個人識別 <歯科医師コース> ①死体検案総論 ②顎顔面外傷 ③外傷死の診かた ④薬物中毒検査 ⑤大規模災害 ⑥被虐待者の診かた ⑦矯正医療 ⑧個人識別						
教育内容の特色等（新規性・独創性）	実地医師・歯科医師が、法医学的知識・技能を身につけて、地域で活躍できるよう、修得すべき最低限の内容を短期間でコンパクトに提供する。日本医師会等で行っている死体検案講習会と異なり、地域の事情を考慮して、直ちに現場で活躍できるような内容にまとめている点では新規性が高い。平日の夜間に90分ずつ実施することで、実地医師・歯科医師でも参加できるよう受講環境に十分配慮している。						
指導体制	医師コースは滋賀医大法医学など、京府医大法医学、大阪医薬大法医学の教員を中心に講習を行い、関連臨床分野の教員が適宜参画する。また、地域医師会や犯罪被害者支援センターの関係者などが講習の一部を担当する。 歯科医師コースは京府医大法医学及び歯科、滋賀医大法医学及び歯科口腔外科、大阪医薬大法医学及び口腔外科の教員を中心に講習を行う。そして、京都府歯科医師会、滋賀県歯科医師会に所属する歯科医師が適宜参画する。						
教育プログラム・コース修了者のキャリアパス構想	<キャリアパスの構築について> ・医師コースでは、地域における警察嘱託医（非常勤）、あるいは子ども家庭相談センターからの委託医として活動していただく。そして、大阪府監察医事務所（常勤・非常勤）、兵庫県監察医事務所（非常勤）、矯正医療関連施設（常勤・非常勤）について適宜利用する。 ・歯科医師コースでは、地域における警察嘱託医（非常勤）、あるいは子ども家庭相談センターからの嘱託歯科医として活動していただく。矯正医療関連施設（常勤・非常勤）について適宜利用する。 <プログラム受講者に対するキャリアパスの明示方法について> ・本コースの学生募集の際に、募集要項及びホームページに明示する。						
受入開始時期	令和4年4月						
受入目標人数	対象者 (職種ごとに記載)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	計
	博士課程学生	0	6	6	5	5	22
							0
							0
							0
	計	0	6	6	5	5	22

※教育プログラム・コースごとに作成して下さい。

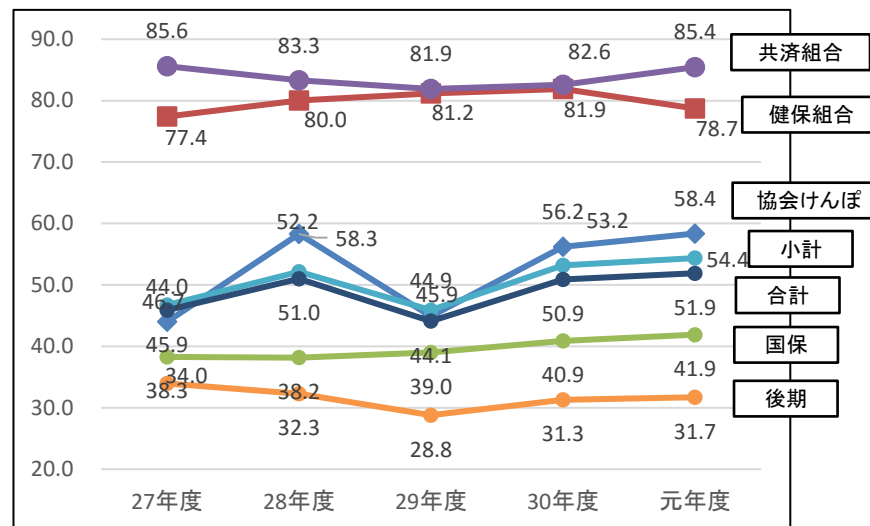
※各欄の行の高さは自由に変えて結構です。横幅は変えないでください。

年度別 医療保険者別 特定健診等受診率（平成27～令和元年度）

単位：％

医療保険者	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
協会けんぽ	44.0	58.3	44.9	56.2	58.4
健保組合	77.4	80.0	81.2	81.9	78.7
国保	38.3	38.2	39.0	40.9	41.9
共済組合	85.6	83.3	81.9	82.6	85.4
小計	46.7	52.2	45.9	53.2	54.4
後期高齢者医療	34.0	32.3	28.8	31.3	31.7
合計	45.9	51.0	44.1	50.9	51.9

注：「国保」は、国保組合を含めた受診率です。

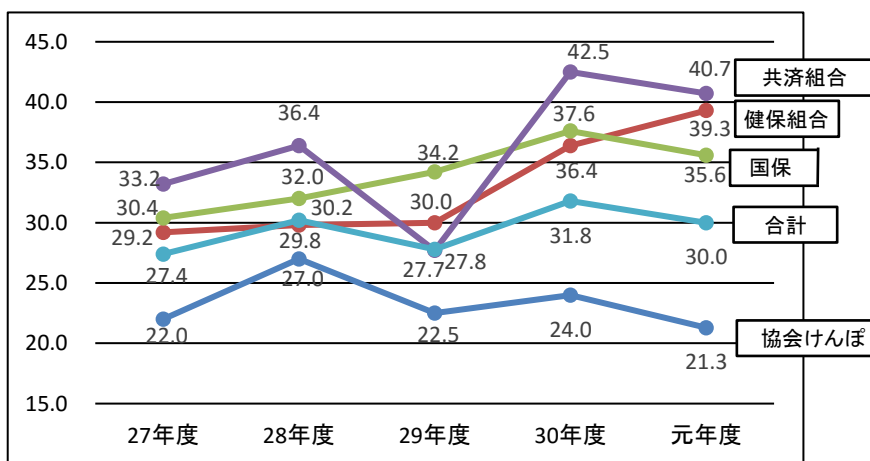


年度別 医療保険者別 特定特定保健指導実施率（平成27～令和元年度）

単位：％

医療保険者	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
協会けんぽ	22.0	27.0	22.5	24.0	21.3
健保組合	29.2	29.8	30.0	36.4	39.3
国保	30.4	32.0	34.2	37.6	35.6
共済組合	33.2	36.4	27.7	42.5	40.7
合計	27.4	30.2	27.8	31.8	30.0

注：「国保」は、国保組合を含めた実施率です。



治療中患者情報提供の請求状況

○国保連合会受付分

市町名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	R3年度						
										4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
大 津 市	8	14	6	14	10	17	19	44	40	0	0	0	5	8	2	15
彦 根 市	158	105	90	174	273	221	363	365	434	1	0	0	9	31	34	75
長 浜 市	205	353	314	357	387	379	417	400	298	0	0	1	26	36	35	98
近 江 八 幡 市	141	69	43	18	6	16	34	35	37	0	0	2	9	3	1	15
東 近 江 市	10	22	15	12	24	12	14	13	9	0	1	1	1	0	1	4
草 津 市	17	21	27	27	30	32	26	32	24	0	0	0	5	1	6	12
守 山 市	9	13	8	8	7	10	10	32	45	2	0	1	1	0	1	5
野 洲 市	6	2	3	0	4	4	5	3	1	0	0	0	1	0	0	1
湖 南 市	80	4	3	3	16	13	28	26	31	0	0	0	0	1	2	3
甲 賀 市	83	82	149	123	105	102	120	132	122	0	1	6	24	25	14	70
高 島 市	17	80	134	268	316	381	367	436	462	0	1	68	70	38	45	222
米 原 市	121	159	177	162	114	81	78	96	54	1	0	0	12	4	8	25
栗 東 市	7	5	9	12	5	1	7	12	9	0	0	0	2	0	0	2
日 野 町	198	121	115	131	118	126	142	119	138	0	8	25	17	27	18	95
竜 王 町	63	60	38	28	26	27	5	0	5	0	0	0	1	0	0	1
愛 荘 町	35	35	16	58	61	57	66	54	76	0	0	7	7	11	10	35
豊 郷 町	2	2	11	8	5	3	4	5	5	0	0	0	0	0	0	0
甲 良 町	2	1	1	4	0	0	1	8	9	0	0	0	0	0	1	1
多 賀 町	27	14	11	23	17	12	16	15	15	0	1	0	1	1	0	3
合 計	1, 189	1, 162	1, 170	1, 430	1, 524	1, 494	1, 722	1, 827	1, 814	4	12	111	191	186	178	682

参考

R2年度 9月まで	2年度 健診未受 診かつ治 療中患者 情報提供 可能な者
13	1, 885
108	391
87	1, 091
18	483
5	1, 167
8	704
5	372
1	231
10	297
60	860
173	491
13	217
5	336
119	143
3	109
37	142
2	53
1	58
9	38
677	9, 068

R3年3月時点

○市町への直接報告分

市町名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	元年度	R2年度						
										4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
東 近 江 市	485	491	473	459	481	230	314	382	340	2	5	37	46	41	42	173
日 野 町	0	81	95	102	105	106	90	65	51	0	14	9	12	6	9	50
合 計	485	572	568	561	586	336	404	447	391	2	19	46	58	47	51	223
総合計	1, 674	1, 734	1, 738	1, 991	2, 110	1, 830	2, 126	2, 274	2, 205	6	31	157	249	233	229	905

R2年度 9月まで
192
37
229
906

国保連合会又は保険者作成の
「保健指導利用勧奨チラシ」への掲載を意味する。

令和4年度 滋賀県医師会との特定保健指導委託契約における意向調査結果(R03.09.27時点)

保険者	動機付け支援	積極的支援	初回面接の 分割実施	特定保健指導利用勧奨 チラシの配布について	健診結果の解説を 掲載することについて
大津市	○	○	○	双方を医療機関に配布	健診結果の解説も掲載してほしい
彦根市	○	○	×	連合会が作成したチラシを配布	健診結果の解説も掲載してほしい
長浜市	○	○	○	連合会が作成したチラシを配布	健診結果の解説も掲載してほしい
近江八幡市	○	○	○	市町独自で作成したチラシを配布	健診結果の解説も掲載してほしい
東近江市	×	×	×	配布していない	その他 健診結果の案内にも、健診結果票にも、数値等の 見方等を掲載している。
草津市	○	○	×	連合会が作成したチラシを配布	その他 健診結果の解説は、情報提供リーフレットに記載し ているので、必ずしも必要ではない。
守山市	○	○	×	双方を医療機関に配布	健診結果の解説も掲載してほしい
野洲市	○	○	×	連合会が作成したチラシを配布	その他 特に希望はない。
湖南市	○	○	×	連合会が作成したチラシを配布	その他 内容によって可否が変わる。 受診勧奨値以外の方でも早期に介入している対象 者もいるので、保健事業の実施に差支えがなけれ ば掲載しても良い。 文字数が多くなると、高齢の方や外国籍の方が読 みにくいので懸念もある。
甲賀市	○	○	×	連合会が作成したチラシを配布	健診結果の解説も掲載してほしい
高島市	○	○	○	双方を医療機関に配布	健診結果の解説も掲載してほしい
米原市	×	×	×	連合会が作成したチラシを配布	健診結果の解説も掲載してほしい
栗東市	○	○	○	連合会が作成したチラシを配布	健診結果の解説も掲載してほしい
日野町	○	○	×	連合会が作成したチラシを配布	健診結果の解説も掲載してほしい
竜王町	○	○	×	配布していない	健診結果の解説も掲載してほしい
愛荘町	○	○	○※	連合会が作成したチラシを配布	健診結果の解説も掲載してほしい
豊郷町	○	○	×	連合会が作成したチラシを配布	健診結果の解説も掲載してほしい
甲良町	○	○	○※	配布していない	健診結果の解説も掲載してほしい
多賀町	○	○	×	配布していない	健診結果の解説も掲載してほしい
委託予定あり保険者数	17	17	7		

※:新たに委託希望
R3年度委託保険者: 5

令和4年度 委託料単価

1. 特定健康診査の料金

40歳～74歳

区 分		1人当たり委託料単価(税込)			
		市町国保	前年度比	集合契約B (健保組合・国保組合等)	前年度比
基本項目		8,589 円	0 円	8,655 円	0 円
詳細 項目	貧血検査	231 円	0 円	644 円	0 円
	心電図検査	1,430 円	0 円	1,430 円	0 円
	眼底検査	3,784 円	0 円	3,784 円	0 円
	血清クレアチニン・eGFR	0 円	0 円	0 円	0 円
追加健診 (HbA1c、血清クレアチニン・eGFR、尿酸、尿潜血)		640 円	0 円		
治療中患者情報提供		3,300 円	0 円		

2. 後期高齢者健康診査の料金

75歳～

区 分	委託料単価(税込)	前年度比
基本項目	8,589 円	0 円
追加健診(血清クレアチニン・eGFR)	0 円	0 円

3. 特定保健指導

動機付け支援:40歳～74歳(動機付け支援相当40歳～74歳)、積極的支援:40歳～64歳

区 分	委託料単価(税込)	前年度比
動機付け支援	9,429 円	0 円
積極的支援	36,667 円	0 円

事 務 連 絡
令和3年(2021 年)12 月 7 日

滋 賀 県 医 師 会
滋賀県歯科医師会
滋 賀 県 薬 剤 師 会

} 御中

滋賀県健康医療福祉部ワクチン接種推進室

新型コロナウイルスワクチンの追加接種にかかる接種券の発送時期
について

平素は、本県感染症対策に御理解、御協力いただき誠にありがとうございます。
新型コロナウイルスワクチンの追加接種については、1 回目・2 回目接種と異
なり、市町が追加接種にかかる接種券の発行を行うこととされており、順次接種
券が送付され貴会員のお手元に届くこととなっております。

つきましては、追加接種の時期の参考としていただくため、接種券の発送時期
(予定) および問い合わせ先について、別紙のとおり取りまとめましたのでお知
らせします。

ワクチン接種推進室 市町支援係
担当：山田、下村、平山、山元、福井
電話：077-528-3693
FAX：077-528-4868
e-mail：coronataisaku12@pref.shiga.lg.jp

市町の追加接種の接種券発送予定時期

令和3年12月3日現在

	2回目 接種月	R3年2月	R3年3月	R3年4月	R3年5月	R3年6月	R3年7月	問い合わせ先		
								担当課(室)名	電話番号	メールアドレス
	3回目 接種月	R3年12月	R3年12月	R3年12月	R4年1月	R4年2月	R4年3月			
1	大津市	R3.11.26	R3.11.26	R3.11.26	R3.12下旬 R4.1中旬	R4.1下旬 R4.2月上旬 R4.2中旬	R4.2下旬 R4.3月上旬①② R4.3中旬①②	大津市新型コロナウイルス ワクチンコールセンター	0570-002-092	otsu1452_1@city.otsu.lg.jp
2	彦根市	R3.11.26	R3.11.26	R3.11.26	R3.12月下旬	R4.1月下旬～ 2月上旬	R4.2月下旬～ 3月上旬	新型コロナウイルス ワクチン接種対策室	0749-24-0816	kenko@ma.city.hikone.shiga.jp
3	長浜市	R3.11.18	R3.11.18	R3.11.18	R3.12.20 R4.1.6	R4.1.下旬予定 R4.2.月上旬予定	R4.2.下旬予定 R4.3.月上旬予定	新型コロナウイルス ワクチン接種推進室	0749-65-6379	vaccine@city.nagahama.lg.jp
4	近江八幡市	R3.11.18	R3.11.18	R3.11.18	12月中旬	12月中旬	12月中旬	新型コロナウイルス ワクチン接種対策室	0748-36-1771	010860@city.omihachiman.lg.jp
5	草津市	R3.11.19	R3.11.19	R3.11.19	①R3.11.26(予定) ②R4.1.7(予定) ③R4.1.14(予定)	④R4.1.14(予定) ⑤R4.1.21(予定) ⑥R4.1.28(予定) ⑦R4.2.4(予定) ⑧R4.2.10(予定)	⑨R4.2.10(予定) ⑩R4.2.18(予定) ⑪R4.2.25(予定) ⑫R4.3.4(予定) ⑬R4.3.11(予定)	新型コロナウイルス ワクチン対策室	077-561-0184	wakuchin@city.kusatsu.lg.jp
6	守山市	R3.11.30	R3.11.30	R3.11.30	12月	1月	2月	感染症対策室	077-598-5711	kansenshotaisaku01@city.moriyama.lg.jp
7	栗東市	該当者なし	R3.11.26	R3.11.26 R3.12.上～中旬	R3.12.下旬～	R4.1.下旬～	R4.2.下旬～	ワクチン接種推進室	077-554-6155	wakuchin@city.ritto.lg.jp
8	甲賀市	R3.11.30	R3.11.30	R3.11.30	12月下旬	1月中旬	2月中旬	新型コロナウイルス 感染症対策室	0748-69-2152	koka10256000@city.koka.lg.jp
9	野洲市	R3.11.25	R3.11.25	R3.11.25	R3.12.下旬 ～ R4.1.中旬	R4.1.中旬 ～ R4.2.中旬	R4.2.中旬 ～ R4.3.中旬	ワクチン接種推進室	077-588-5007	wakuchin@city.yasu.lg.jp
10	湖南市	R3.12.1	R3.12.1	R3.12.1	R3.12.下旬	R4.1.下旬～ ※ 接種可能日を週 単位でまとめて毎週	前月に引き続き発送 ※ 接種可能日を週 単位でまとめて毎週	新型コロナウイルス ワクチン接種対策室	0748-76-4770	kenkou@city.shiga-konan.lg.jp
11	高島市	該当なし	R03.12.07	R03.12.07 R03.12.17	R04.01.14 R04.01.28	R04.02.10 R04.02.18 R04.02.25	R04.03.04 R04.03.11 R04.03.25	コロナワクチン対策室	0740-25-8553	wakuchin@city.takashima.lg.jp
12	東近江市	R3.11.19	R3.11.19	R3.11.19	R3.12.中旬	R4.1中旬	R4.1下旬	新型コロナウイルス ワクチン接種推進室	0748-24-5688	coronawakuchin@city.higashio mi.lg.jp
13	米原市	該当者なし	R3.11.25	R3.11.25	R3.12.23(予定)	R4.1.7(予定) R4.1.14(予定) R4.1.21(予定) R4.1.28(予定)	R4.2.4(予定) R4.2.10(予定) R4.2.18(予定) R4.2.25(予定) R4.3.4(予定)	新型コロナウイルス ワクチン接種推進室	0749-53-5126	v-maibara@city.maibara.lg.jp
14	日野町	該当なし	R3.12.下旬	R3.12.下旬	R3.12.下旬	R4.1.下旬	R4.2.下旬	福祉保健課	0748-52-6574	hoken@town.shiga-hino.lg.jp
15	竜王町	該当者なし	R3.11.26	R3.11.26	R3.12月下旬	R4.1月下旬	R4.2月下旬	健康推進課	0748-58-5320	kenko@town.ryuoh.shiga.jp
16	愛荘町	R3.12.1	R3.12.1	R3.12.1	R3.12.1	R4.1.下旬	R4.1.下旬	ワクチン接種推進室	0749-29-9081	vaccine@town.aisho.lg.jp
17	豊郷町	なし	R3年12月1日	R3年12月1日	①R3年12月1日 ②R3年12月下旬	①R4年1月上旬 ②R4年1月下旬	R4年2月	医療保険課	0749-35-8117	coronataiskau@town.shiga- toyosato.lg.jp
18	甲良町	該当者なし	R3.12.上旬	R3.12.中旬	R3.12.中旬	R4.1.上旬	R4.1.中旬or下旬	保健福祉課	0749-38-5151	hokens@town.koura.lg.jp
19	多賀町	R3.11.29	R3.11.29	R3.11.29	R3.11.29	R4.1.下旬	R4.1.下旬	新型コロナウイルス ワクチン接種推進チーム	0749-48-0070	fukushi@town.taga.lg.jp

(健Ⅱ426F)
令和3年12月1日

都道府県医師会 郡市区医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」の改訂について（5.0版）

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き（4.1版）」については、令和3年9月22日（健Ⅱ325F）をもってお送りしているところです。今般、厚生労働省より、同手引きが改訂され、各都道府県衛生主管部（局）あて別添の通知がなされ本会にも周知方協力依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解のうえ、会員に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

＜改訂の主な内容＞

追加接種、ファイザー社のワクチン、請求 事務、予診票の様式について追記
その他所要の改訂

※1、2回目接種時の詳細は、4.1版を参照すること。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/covid-19_0000118_0000118_0000118.pdf)

追加・更新された手引き等につきましては、日本医師会ホームページ新型コロナウイルス感染症の予防接種について（医療機関、医師会向けページ）にも掲載いたします。

＜別添＞ → 省略

- ・ 厚生労働省 日本医師会宛て添書
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き（5.0版）
- ・ 別添 臨時接種実施要領

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する 医療機関向け手引き（5.0 版）」－ 確認する主なポイント －

※医療機関向け手引き（5.0 版）

⇒Google 等で「予防接種 手引き 5.0」と入力して検索

①9～11 ページ「第 2 章 追加接種（3 回目接種）に当たり準備すること」
概要を記載

②17 ページ「(3)集合契約 ② ii. 単価」

新型コロナワクチンの接種に係る費用は、全国統一の単価とし、接種 1 回目、接種 2 回目、追加接種とも共通の 2,070 円（税込 2,277 円とする。接種を実施できなかった場合の予診費用は 1,540 円（税込 1,694 円）。6 歳未満の乳幼児については、いずれも 660 円（税込 726 円）を加算する。

令和 3 年 4 月 1 日から当面の間、時間外に接種又は予診を行った場合（追加接種を行った場合を含む）については、いずれも 730 円（税込 803 円）を加算し、休日に接種を行った場合については、いずれも 2,130 円（税込 2,343 円）を加算する。

③19 ページ「(3)集合契約 ④その他」

個別接種促進のための追加支援策（協力金）

→令和 3 年 12 月・令和 4 年 1 月、2・3 月についても同様の支援を行う。

④28 ページ、30～33 ページ「vii 予診票」

令和 3 年 12 月 1 日以降の接種券については、原則として、接種券一体型予診票（以下「新様式」）を使用する。ただし、やむを得ない事情がある場合は、接種券（兼）接種済証の使用も認める。また、時間外・休日加算を含めた接種費用の請求方法等の効率化を図る観点から、予診票の記載項目を変更する。その他、接種券様式の変更に伴い接種済証等の様式についても所要の変更を行う。

⑤45 ページ「(1)受付（対象者の本人確認）」

⑥49 ページ「(2)予診」

令和 3 年 12 月 1 日以降の接種券については、原則として、接種券と予診票を一体化した新しい様式を使用することとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、従来の様式（以下「接種券（兼）接種済証」という）の使用も認めることとする。また、時間外・休日加算を含めた接種費用の請求方法等の効率化を図る観点から、予診票の記載項目を変更することとする。その他、接種券様式の変更に伴い接種済証等の様式についても所要の変更を行う。

⑦67 ページ、69 ページ～「第 5 章 請求事務」

→76～79 ページ 具体的請求方法について解説

⑧80 ページ「(4)時間外・休日の接種に係る請求について」

11 月 30 日以前の接種分、12 月 1 日以降の接種分について記載

⑨80 ページ～「(5)個別接種促進のための支援事業に係る請求について」

⑩101 ページ「第 10 章 各論（ワクチン毎の特徴）」

新型コロナワクチンの接種に当たっては、下記の各ワクチンの取扱い等に留意して実施すること。また、追加接種においては、ファイザー社ワクチンを使用することとしているが、初回接種（1、2 回目接種）と追加接種とで一部取扱いが異なることに留意すること。

※ファイザー社ワクチン 追加接種対象者（3 回目）を確認

(健Ⅱ461F)
令和3年12月21日

都道府県医師会 都市区医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 泡 敏

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」の
改訂について(6.0版)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き
(5.0版)」については、令和3年12月1日(健Ⅱ426F)をもってお送りしているところ
です。今般、厚生労働省より、下記のとおり同手引きが改訂され、各都道府県衛生
主管部(局)あて別添の通知がなされ本会にも周知方協力依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、会員に対する情報
提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

＜改訂の主な内容＞

追加接種 武田/モデルナ社のワクチン

同一医療機関における複数種類の新型コロナワクチンの取扱い

接種券が届いていない追加接種 対象者に対して接種を実施する例外的取扱い

ファイザー社ワクチン及び 武田/モデルナ社ワクチンを別の接種施設へ融通する場
合の留意事項

追加・更新された手引き等につきましては、日本医師会ホームページ新型コロナウイルス
感染症の予防接種について(医療機関、医師会向けページ)にも掲載予定です。

＜別添＞

- ・厚生労働省 日本医師会宛て添書
- ・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き(6.0版)
- ・別添 臨時接種実施要領

※厚生労働省文書は文書管理システムに掲載いたします。

(健Ⅱ422F)

令和3年11月30日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

新型コロナワクチンの追加接種の接種間隔に係る例外的取扱いについて

今般、厚生労働省より、各都道府県等衛生主管部（局）宛てに標記の別添事務連絡がなされ、本会に対しても情報提供がありましたので、ご連絡いたします。

本事務連絡は、初回接種（1・2回目接種）の完了から原則8か月以上の間隔をおいて1回接種することとされていた、新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）について、例外的に8か月以上の間隔をおかずに実施して差し支えない場合を下記のとおり整理したものです

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会および関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

- 医療機関等（医療機関、高齢者施設等）においてクラスターが発生した場合に、当該医療機関等の入院患者、入所施設利用者、通所施設利用者及び当該医療機関等で業務に従事する者であって、感染拡大防止を図る観点から必要な範囲のものに接種する場合。
- 同一の保健所管内の複数の医療機関等でクラスターが発生した場合に、当該医療機関等の所在する保健所管内の医療機関等の入院患者、入所施設利用者、通所施設利用者及び当該医療機関等で業務に従事する者であって、感染拡大防止を図る観点から必要な範囲のものに接種する場合。

※実施に当たっては、市区町村が接種計画を策定し、事前に都道府県を通じて厚生労働省と相談する。

※既に配分されたワクチン（初回接種のために配分されたものを含む）を使用する。

※初回接種の完了から6か月以上の間隔をおいて実施する。

(参考)

○第26回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会 資料（令和3年11月15日（月））

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000192554_00014.html

○新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種実施要領

<https://www.mhlw.go.jp/content/000834603.pdf>

○予防接種実施規則（令和3年11月17日付（健Ⅱ405F）参照）

(健Ⅱ421F)

令和3年11月30日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

例外的な取扱として接種券が届いていない追加接種対象者に対して
新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について

今般、厚生労働省より、各都道府県等衛生主管部（局）宛てに標記の別添事務連絡がなされ、本会に対しても情報提供がありましたので、ご連絡いたします。

本事務連絡は、「ワクチン接種の予約に突然のキャンセルがあり、準備していたワクチンの廃棄を防ぐために、急遽接種を希望する者を募って接種を行う場合」や「勤務先の医療機関で追加接種を受ける医療従事者や職域で追加接種を受ける者について、接種券発行の手続きが間に合わず、接種日までに接種券が届かなかった場合」等に、例外的に接種券が届いていない対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用を示すものです。概要は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会および関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

留意点

- 接種券が届いていない追加接種対象者から接種希望があった場合にも、まずは市区町村への接種券発行申請を促す等、接種券を活用した接種実施を原則とする。
- 接種券が届く前に追加接種を実施する場合には、医療機関と当該医療機関所在市区町村での相談等を経て、実施する。

接種当日の事務運用

- ① 被接種者に対して、「自治体から接種券が届いたら、速やかに当該接種券を接種実施医療機関等に持参すること」、「接種当日に記入した予診票の内容を接種券一体型予診票に転記してもらう可能性があること」を予め伝達する。
- ② 接種券部分が印字されていない予診票（別紙 1）を用いて、追加接種を実施し、ワクチンメーカーから送付されるロット番号シール 3 枚のうち 1 枚を貼付後、保管する。
- ③ 接種後、接種記録書（別紙 2）及びロット番号シール 1 枚を貼付した別紙 1 のコピーを被接種者に交付する。残りのロット番号シール 1 枚は保管する。

接種券が被接種者に届いた後の事務運用

追加接種の接種券について、原則、自治体から被接種者へ新様式「接種券一体型予診票」が届くが、自治体によっては、従来様式「接種券（兼）接種済証（シール型）」が届く場合がある。届いた様式に応じて、下記 1 または 2 に沿って対応する。

1. 「接種券一体型予診票」が届いた場合

- ① 被接種者が別紙 1 の被接種者記入欄の記載内容を接種券一体型予診票に転記する。
- ② 接種実施医療機関等は、接種券一体型予診票の医師記入欄に別紙 1 の記載内容を転記し、残りのロット番号シールを貼付する。また、別紙 3 のように住所欄の右端に「(写)」と記入する。（医師の指示のもと、医師以外の者も転記作業を実施できる）
- ③ 転記が完了した接種券一体型予診票を 2 部コピーし、1 部は接種実施医療機関等が保管し、1 部は被接種者に交付する。（任意）
- ④ 転記が完了した接種券一体型予診票は、VRS 読み取り等を実施した後、費用請求を行うため、市区町村又は各都道府県国民健康保険団体連合会に提出する。

※別紙 1 は原則 5 年間保存する。

2. 「接種券（兼）接種済証（シール型）」が届いた場合

- ① 被接種者が持参した接種券（兼）接種済証の接種券シールを別紙 1 に貼付する。
- ② 接種券シールを貼付した別紙 1 のコピーに残りのロット番号シールを貼付・保管する。
- ③ 接種券シールを貼付した別紙 1 は、VRS 読み取り等を実施した後、費用請求を行うため、市区町村又は各都道府県国民健康保険団体連合会に提出する。

※別紙 1 のコピーは原則 5 年間保存する。

新型コロナワクチン接種の予診票（追加接種用）

※太枠内にご記入またはチェック☑を入れてください。

※左隅に合わせ、点線に沿ってまっすぐに貼り付けてください

住民票に記載されている住所	都 道 市 区 村 府 県 町 村	
フリガナ		電話 番 号
氏 名		() —
生年月日 (西暦)	年 月 日生 (満 歳) ☐ 男・ ☐ 女	診察前の体温 度 分

質問事項	回答欄		医師記入欄
新型コロナワクチンの接種を受けたことがありますか。 接種日(1回目: 年 月 日、2回目: 年 月 日) 接種を受けたワクチン()	☐ はい	☐ いいえ	
現時点で住民票のある市町村と、接種券又は右上の請求先に記載されている市町村は同じですか。	☐ はい	☐ いいえ	
『新型コロナワクチンの説明書』を読んで、効果や副反応などについて理解しましたか。	☐ はい	☐ いいえ	
現在、何らかの病気にかかって、治療(投薬など)を受けていますか。 病 名: ☐ 心臓病 ☐ 腎臓病 ☐ 肝臓病 ☐ 血液疾患 ☐ 血が止まりにくい病気 ☐ 免疫不全 ☐ 毛細血管漏出症候群 ☐ その他() 治療内容: ☐ 血をサラサラにする薬() ☐ その他()	☐ はい	☐ いいえ	
最近1ヶ月以内に熱が出たり、病気にかかったりしましたか。 病名()	☐ はい	☐ いいえ	
今日、体に具合が悪いところがありますか。 症状()	☐ はい	☐ いいえ	
けいれん(ひきつけ)を起こしたことがありますか。	☐ はい	☐ いいえ	
薬や食品などで、重いアレルギー症状(アナフィラキシーなど)を起こしたことがありますか。 薬・食品など原因になったもの()	☐ はい	☐ いいえ	
これまでに予防接種を受けて具合が悪くなったことはありますか。 種類() 症状()	☐ はい	☐ いいえ	
現在妊娠している可能性(生理が予定より遅れているなど)はありますか。または、授乳中ですか。	☐ はい	☐ いいえ	
2週間以内に予防接種を受けましたか。 種類() 受けた日()	☐ はい	☐ いいえ	
今日の予防接種について質問がありますか。	☐ はい	☐ いいえ	

医師記入欄	以上の問診及び診察の結果、今日の接種は(☐ 可 能 ・ ☐ 見合わせる)	医師署名又は記名押印
	本人に対して、接種の効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度について、説明した。	

医療機関 記入欄	☐ 時間外(受付時間 :) ☐ 休日 ☐ 小児(6歳未満) ☐ 予備① ☐ 予備②
-------------	---

※該当する項目について、マークの形からはみ出さないように濃く塗りつぶしてください。

新型コロナワクチン接種希望書

医師の診察・説明を受け、接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種を希望しますか。(☐ 接種を希望します ・ ☐ 接種を希望しません)

この予診票は、接種の安全性の確保を目的としています。

このことを理解の上、本予診票が市町村、国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会に提出されることに同意します。

年 月 日 被接種者又は
保護者自署

(※自署できない場合は代筆者が署名し、代筆者氏名及び被接種者との続柄を記載)
(※被接種者が16歳未満の場合は保護者自署、成年被後見人の場合は本人又は成年後見人自署)

医師記入欄	ワクチン名・ロット番号	接種量	実施場所・医師名・接種年月日		※医療機関等コード・接種年月日は枠内に収まるよう記入してください。
	シール貼付位置		実施場所	医療機関等コード	
	※枠に合わせて <u>まっすぐ</u> に貼り付けてください (注)有効期限が切れていないか確認	ml	医師名	接種年月日 ※記入例) 4月1日→04月01日 2 0 2 年 月 日	

新型コロナワクチン接種記録書

Record of Vaccination for COVID-19

回目	メーカー/Lot No. (シール貼付)
接種年月日	
年 月 日	
接種会場	

氏名 _____ :

住所 _____ :

生年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

接種券番号: _____

新型コロナワクチンの接種を受けた方へ

- この接種記録書は、市町村が発行する接種済証ではありません。
- 市町村が発行する接種済証が必要な場合は、住民票がある市町村にお問い合わせください。(発行まで時間を要する場合があります。)

新型コロナワクチンに関する相談先

- ワクチン接種後に、健康に異常があるとき
 - ➡ ワクチンの接種を受けた医療機関・かかりつけ医・市町村の相談窓口
- 予防接種による健康被害についての補償(救済)に関する相談
 - ➡ 市町村の予防接種担当部門

新型コロナワクチンの詳しい情報については、
厚生労働省ホームページをご覧ください。
右のQRコードからアクセスできます。



新型コロナワクチン接種の予診票（追加接種用）

※太枠内にご記入またはチェック☑を入れてください。

住民票に記載されている住所	都 道 市 区 府 県 町 村		ここに記入 (写)		券 種	2	(☐ 予診のみ)	3	回目					
					請求先	〇〇県〇〇市		1 2 3 4 5 6						
フリガナ			電話番号	()	券 番 号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0								
氏 名				-	氏 名	厚生 太郎								
生年月日 (西暦)	□□□□	年	□□	月	□□	日生 (満	□□	歳)	□男・□女	診察前の体温	□□	度	□	分



2 3 1 2 3 4 5 6 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

質問事項	回答欄	医師記入欄
新型コロナワクチンの接種を受けたことがありますか。 接種日(1回目: 年 月 日、2回目: 年 月 日) 接種を受けたワクチン()	☐ はい ☐ いいえ	
現時点で住民票のある市町村と、接種券又は右上の請求先に記載されている市町村は同じですか。	☐ はい ☐ いいえ	
『新型コロナワクチンの説明書』を読んで、効果や副反応などについて理解しましたか。	☐ はい ☐ いいえ	
現在、何らかの病気にかかって、治療(投薬など)を受けていますか。 病 名: ☐ 心臓病 ☐ 腎臓病 ☐ 肝臓病 ☐ 血液疾患 ☐ 血が止まりにくい病気 ☐ 免疫不全 ☐ 毛細血管漏出症候群 ☐ その他() 治療内容: ☐ 血をサラサラにする薬() ☐ その他()	☐ はい ☐ いいえ	
最近1ヶ月以内に熱が出たり、病気にかかったりしましたか。 病名()	☐ はい ☐ いいえ	
今日、体に具合が悪いところがありますか。 症状()	☐ はい ☐ いいえ	
けいれん(ひきつけ)を起こしたことがありますか。	☐ はい ☐ いいえ	
薬や食品などで、重いアレルギー症状(アナフィラキシーなど)を起こしたことがありますか。 薬・食品など原因になったもの()	☐ はい ☐ いいえ	
これまでに予防接種を受けて具合が悪くなったことはありますか。 種類() 症状()	☐ はい ☐ いいえ	
現在妊娠している可能性(生理が予定より遅れているなど)はありますか。または、授乳中ですか。	☐ はい ☐ いいえ	
2週間以内に予防接種を受けましたか。 種類() 受けた日()	☐ はい ☐ いいえ	
今日の予防接種について質問がありますか。	☐ はい ☐ いいえ	

医師記入欄	以上の問診及び診察の結果、今日の接種は(☐ 可 能 ・ ☐ 見合わせる)	医師署名又は記名押印
	本人に対して、接種の効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度について、説明した。	

医療機関記入欄	〇 時間外(受付時間 :) 〇 休日 〇 小児(6歳未満) 〇 予備① 〇 予備②
---------	--

※該当する項目について、マークの形からはみ出さないように濃く塗りつぶしてください。

新型コロナワクチン接種希望書

医師の診察・説明を受け、接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種を希望しますか。(☐ 接種を希望します ・ ☐ 接種を希望しません)

この予診票は、接種の安全性の確保を目的としています。

このことを理解の上、本予診票が市町村、国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会に提出されることに同意します。

年 月 日 被接種者又は
保護者自署

(※自署できない場合は代筆者が署名し、代筆者氏名及び被接種者との続柄を記載)
(※被接種者が16歳未満の場合は保護者自署、成年被後見人の場合は本人又は成年後見人自署)

医師記入欄	ワクチン名・ロット番号	接種量	実施場所・医師名・接種年月日		※医療機関等コード・接種年月日は枠内に収まるよう記入してください。
	シール貼付位置		実施場所	医療機関等コード	
	※枠に合わせて <u>まっすぐ</u> に 貼り付けてください	□□□ ml	医師名	接種年月日 ※記入例) 4月1日→04月01日	
	(注)有効期限が切れていないか確認			202□年 □□月 □□日	

接種券が届いていない追加接種対象者に対して接種を実施する場合の事務運用

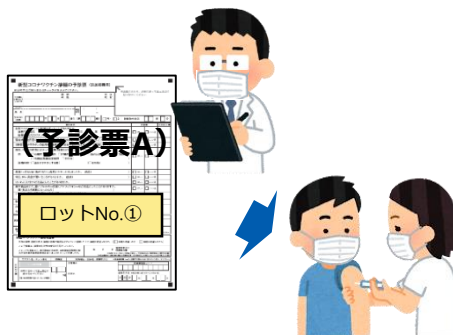
(1) 接種当日の医療機関等の事務

①接種券の持参を依頼



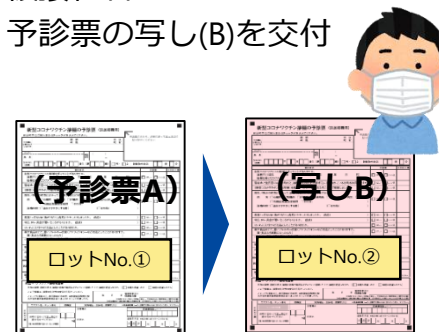
※後日、接種券の持参と転記作業が必要になる旨を予め説明。

②予診・接種の実施



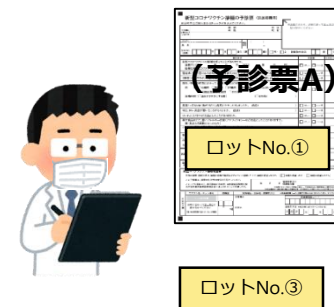
※接種券なしの予診票(A)に必要事項を記入
※1枚目のロット番号シールを貼付

③被接種者に 予診票の写し(B)を交付



※予診票の写し(B)に2枚目の
ロット番号シールを貼付

④記入が完了した予診票(A)と 残りのロット番号シールを保管



※最初に医療機関にある資材：接種券なしの予診票、ロット番号シール×3

(別紙1)

ロットNo.①

ロットNo.②

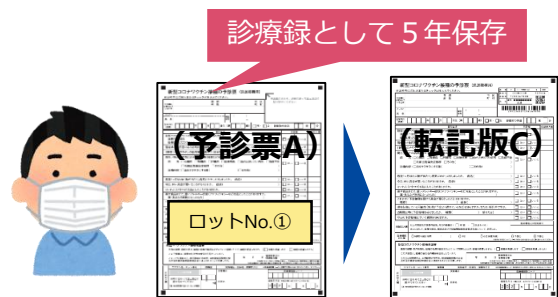
ロットNo.③

接種券が届いていない追加接種対象者に対して接種を実施する場合の事務運用

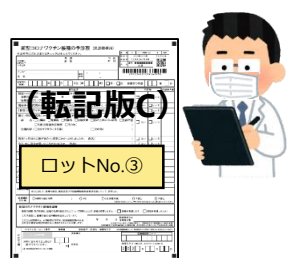
(2) 後日、接種券が提出された際の医療機関等の事務

ア. 接種券が接種券一体型予診票（新様式）の場合

①被接種者に本人記入欄の転記を依頼

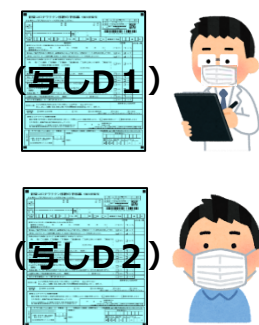


②医師記入欄の転記及び
ロット番号シールの貼付



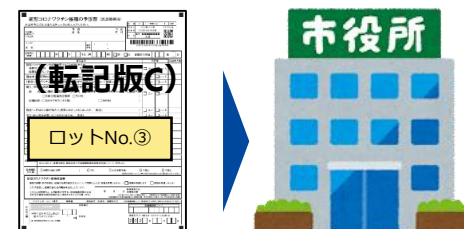
※保管していた3枚目の
ロット番号シールを貼付

③接種券一体型予診票(C)
の写しを2部(D1,D2)発行(任意)



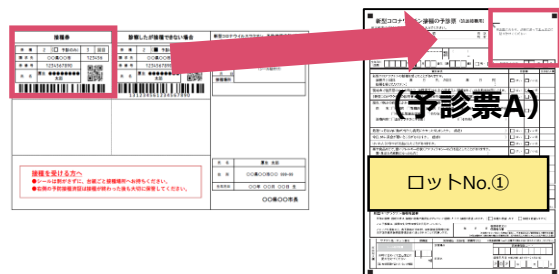
※1部は医療機関、
1部は被接種者が保管

④転記が完了した
接種券一体型予診票(C)
を市町村又は国保連に送付

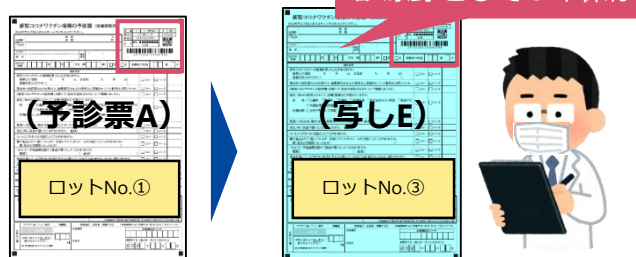


イ. 接種券が接種券（兼）接種済証（シール型）の場合

①接種券シールを回収し、
接種当日に記入した予診票(A)に貼付

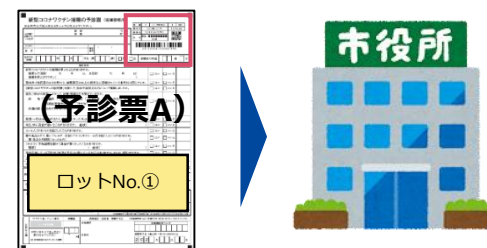


②予診票(A)の写し(E)を作成、保管



※予診票の写しに3枚目のロット番号シールを貼付

③接種券シール貼付後の予診票(A)
を市町村又は国保連に送付



事務連絡
令和3年12月6日

各 〔 都道府県
保健所設置市
特別区 〕 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状を呈する者への 自治体における取組について（周知）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力いただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症後の症状（いわゆる遷延症状又は後遺症、以下「罹患後症状」（※1）という。）については、未だ不明な点が多く、国内外で様々な調査が行われているところです。これまでの国内外の調査によると、多くの者で症状が改善、又は罹患前の健康状態に戻る一方で、一部の症状が遷延したり、新たに症状が出現したりする者が一定程度いることが報告されております。

今般、かかりつけ医等の医療従事者向けに、罹患後症状を呈する者の診療と経過観察を示した「新型コロナウイルス感染症 診療の手引き」別冊「罹患後症状のマネジメント（暫定版）」が作成されました（※2）。罹患後症状は、各症状において、一般医療のなかで対処できるものが少なくなく、まずはかかりつけ医や地域の医療機関に繋ぐことが大事です。罹患後症状を呈する者がスムーズに医療に繋がるよう、「罹患後症状のマネジメント（暫定版）」を管内関係者や医療機関に対して改めて周知をお願いいたします（※3）。 ↑ 次ページ参照

また、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部においては、令和3年10月4日から8日にかけて、全国の自治体向けに、罹患後症状を呈する者に対する自治体における取組の実態を把握するためのアンケート調査を実施いたしました。調査には、134の自治体（都道府県（47）、政令指定都市（20）、特別区・中核市・その他政令市（67））から御協力をいただきました。今般、本アンケート調査の回答に基づき、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状を呈する者への自治体の取組の実態の概要と事例（別添1）、罹患後症状に関する基本的な知見に関する情報（Q&A）（別添2）をとりまとめました。なお、アンケート調査の各項目についての集計結果については、別紙のとおりまとめています。 別添1は省略

貴自治体におかれまして、罹患後症状を呈する者が医療に繋がるよう取組を検討する際の御参考としていただければ幸甚です。

（※1）国内における定義は現在定まっておらず、「診療の手引き」ではこれまで「遷延症状」（いわゆる後遺症）を使用してきましたが、今後はWHO定義「post COVID-19 condition」の和訳として「COVID-19後の症状」（「罹患後症状」と表記。）を使用いたします。

（※2）「新型コロナウイルス感染症 診療の手引き」別冊「罹患後症状のマネジメント（暫定版）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000860932.pdf>

（※3）令和3年12月1日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き別冊罹患後症状のマネジメント（暫定版）」の周知について

事務連絡
令和3年12月1日

各 〔都道府県
保健所設置市
特別区〕 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き 別冊
罹患後症状のマネジメント（暫定版）」の周知について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力頂きありがとうございます。

本日、「一類感染症等の患者発生時に備えた臨床的対応に関する研究」（令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業）において、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメント（暫定版）」が作成されました。（別添）概要は、下記をご参照下さい。

内容について御了知の上、関係各所へ周知の程、御願い申し上げます。

記

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメント（暫定版）の概要

- COVID-19 の診療・治療等に関して、診療のアプローチ・フォローアップ方法について、医療従事者等の助けとすることを目的に、専門家が知見をとりまとめている「診療の手引き」の別冊として、罹患後症状についてとりまとめたものとして作成された。
- 内容：
 - WHO の定義：COVID-19 の罹患後症状（いわゆる遷延症状あるいは後遺症）の紹介
 - 現時点の知見等を基にした、かかりつけ医等の医療従事者向けの診療や経過観察のあり方のまとめ
 - かかりつけ医等がどの範囲まで対応し経過観察するのか、どのタイミングで専門医の受診を勧めるのか等について、各症状（呼吸器、循環器、嗅覚・味覚、精神・神経、痛み）ごとに記載
 - 小児へのアプローチや筋力低下等に対するリハビリテーション、及び職場等への復帰に関する産業医学的アプローチも記載
- 本書は暫定版であり、「診療の手引き」と同様に、随時、必要に応じて新たな科学的な知見を取入れ改訂を継続的に行う予定であり、今後の改訂に伴い内容も大きく変更される可能性がある。

【担当】

厚生労働省

新型コロナウイルス感染症対策推進本部戦略班

TEL:03-3595-3489（直通） 岡、榊永

新型コロナウイルス感染症 COVID-19

診療の手引き

別冊

罹患後症状のマネジメント

暫定版

Dec 2021

CONTENTS

はじめに 4

本手引きの目的と限界／本手引きの対象／COVID-19 後の症状の定義／略語 5

1 罹患後症状 6

2 罹患後症状を訴える患者へのアプローチ 10

3 呼吸器症状へのアプローチ 11

4 循環器症状へのアプローチ 13

5 嗅覚・味覚症状へのアプローチ 15

6 精神・神経症状へのアプローチ 16

7 “痛み”へのアプローチ 20

8 小児へのアプローチ 23

9 罹患後症状に対するリハビリテーション 24

10 罹患後症状と産業医学的アプローチ 27

別添2

罹患後症状に関する基本的な知見に関する情報（Q&A）

罹患後症状に関する基本的な知見に関する情報（Q&A）について、一般の方からと医療機関からの質問をQ&Aにまとめましたので、自治体における罹患後症状を呈する者への取組等に、御活用いただければ幸いです。

【一般の方からの質問】

Q 罹患後症状は治りますか？

A 罹患後症状については、世界的に調査研究が進められている最中であり、まだ不明な点が多いですが、国内の調査研究（厚生労働科学研究）によると、診断後6ヶ月の時点で約8割の方は罹患前の健康状態に戻ったと自覚したと報告されております。当該研究においては、診断後1年の結果についても今後報告される予定です。WHOは、現時点の知見として、新型コロナウイルス感染症に罹患したほとんどの方は、完全に罹患前の状態に戻るものの、一部の方には、長期的心身への影響が残ることがあると報告しています。

Q 罹患後症状がある場合、新型コロナウイルス感染症を他の人に移してしまうことがありますか？

A 感染可能期間は、一般に発症2日前から発症後7～10日とされており、罹患後症状があったとしても、基本的に他の人に感染させることはありません。

Q 罹患後症状はどんな治療がありますか？

A 罹患後症状は、自然経過で徐々に回復することが多いと考えられておりますが、その過程で、症状の緩和や早期回復を目的として、各症状に応じた対処療法が行われることがあります。また、海外の研究によると、新型コロナウイルスワクチンを2回接種した後に新型コロナウイルスに罹患した場合、28日以上遷延する症状の発現が約半数への減少することが報告されています。

Q 罹患後症状の専門外来が近くにありません。

A 罹患後症状は、それぞれの症状について一般医療の中で十分対処できるものが少なくありません。まずはかかりつけ医やお近くの地域の医療機関に御相談下さい。

Q 新型コロナウイルス感染症罹患後からずっと倦怠感が続いている気がします。受診が必要ですか？

A 症状が段々と改善傾向であるならば、かかりつけ医等に相談しつつ、様子を見ることも可能です。症状が改善せずに持続する場合は、他の疾患による症状の可能性もありますので、かかりつけ医や地域の医療機関にご相談下さい。（自治体の取組に合わせて御調整ください。）

【医療機関からの質問】

Q 罹患後症状で受診した者の診療費は無料ですか？

A 一般診療と同様に、診療費の自己負担が発生します。

Q 罹患後症状で受診された方にリハビリを提供できますか？

A 医師の判断でリハビリが有用とされる場合には、リハビリを提供することはできます。

Q 罹患後症状と診断した場合、届出の必要はありますか？

A 医師の届出の必要はありません。

【担当】

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 戦略班

(健Ⅱ407F)

令和3年11月18日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

季節性インフルエンザワクチンの定期の予防接種における接種時期等について

今冬のインフルエンザシーズンに係るワクチンの供給及び留意点については、令和3年9月14日付(健Ⅱ317F)「季節性インフルエンザワクチンの供給について」及び令和3年10月28日付(健Ⅱ372F)「季節性インフルエンザワクチンの供給について(更新情報)」をもって貴会宛お送りいたしました。

今般、標記の件につきまして、厚生労働省健康局健康課より各都道府県等衛生主管部(局)宛に別添の事務連絡がなされました。

同事務連絡では、製造販売業者からのワクチンの出荷は、本年12月中旬にかけて順次出荷される見込みであり、その場合、医療機関等へのワクチンの供給は、令和4年1月以降も継続する可能性があるとしております。このことから、**医療機関等への供給状況を踏まえ、各医師会等と相談の上で令和4年1月以降についても今年度の定期接種の費用助成期間とする検討等、適切に接種できるよう配慮を依頼しております。**

なお、本事務連絡は、厚生労働省もオブザーバーとして参加している本会予防接種・危機管理対策委員会における指摘を踏まえ発出されたものです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、管下郡市区医師会、関係医療機関等への周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

令和 3 年 1 2 月 8 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人日本医師会常任理事

宮川 政昭

(公印省略)

(株) 日立物流西日本の物流センター火災による医療用医薬品の

安定供給に関する対応への協力について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局経済課より、各都道府県等衛生主管部（局）宛てに標記の通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日に（株）日立物流西日本の物流センターにおける火災が発生し、一部医療用医薬品の供給について、今後不安定になることが予想されています。

今般、厚生労働省より、安定供給に支障をきたす懸念のある医療用医薬品として、別添 1 にあるとおり、1 7 成分規格が示されました。

本事務連絡は、医療機関等及び医薬品卸売販売業者等に対し、別添 1 に示す成分規格の医療用医薬品について、可能な限り安定的な供給ができるようにするため、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願いする旨を周知するものです。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関等への周知方につきご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

別添1

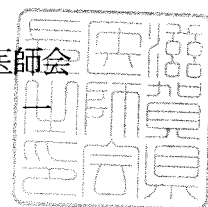
(株) 日立物流西日本の物流センター火災により安定供給に支障をきたす懸念のある
医療用医薬品の成分規格について

- アセトアミノフェン座剤 100mg
- アデニン錠 10mg、注射液 20mg
- アリピプラゾール口腔内崩壊錠 3mg、6mg
- イミダプリル塩酸塩錠 5mg
- オランザピン口腔内崩壊錠 2.5mg
- ジクロフェナクナトリウム 37.5mg
- シロスダゾール錠 50mg、100mg
- ゾルミトリプタン口腔内崩壊錠 2.5mg
- トレピブトン錠 40mg、細粒 10%
- ニコチン貼付剤
- ブスルファン散 1%
- プラミペキソール錠 0.125mg
- プロパフェノン塩酸塩 100mg、150mg
- ミグリトール錠 25mg、50mg、75mg
- メルカプトプリン水和物散 10%
- レボドパ・カルビットバ水和物 100mg、250mg
- レボドパ 250mg カプセル、散 98.5%、静注 25mg、50mg

滋医発第 219 号
令和3年12月9日

一般社団法人 草津栗東医師会
会長 中 嶋 康 彦 様

一般社団法人 滋賀県医師会
会長 越 智 眞 様



令和3年度滋賀県医師会 会長表彰について

平素は、本会運営にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、滋賀県医師会表彰規則に基づき、下記のとおり貴会関係者を表彰することに決定いたしましたので通知申し上げます。

なお、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、表彰式を中止することとし、賞状・記念品をそれぞれにお贈りいたしますことを申し添えます。

記

(1) 永年役員功労表彰： 1名

宇都宮 琢 史 先生

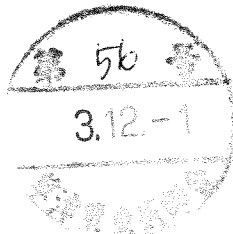
(2) 永年会員功労表彰： 12名

井 上 佐知子 先生、井 上 慎 二 先生、井 上 裕 司 先生
奥 村 勤 先生、崔 鳳 春 先生、重 松 忠 先生
中 神 源 一 先生、橋 本 賢 治 先生、服 部 政 憲 先生
眞 下 六 郎 先生、松 本 啓 一 先生、横 江 保 彦 先生

(3) 医療従事者表彰： 15名

内田内科循環器内科	伊 藤 淳 子 様	
おがき耳鼻咽喉科	井 上 恵 子 様、筒 井 香 枝 様	
	富 田 正 子 様	
医療法人 ごとう医院	岩 見 佐知子 様	
しづ井上内科	梅 田 由紀子 様、北 川 利 恵 様	
ちばレディースクリニック	後 藤 久美子 様	
中神内科クリニック	上 杉 眞由美 様、不 破 和 美 様	
任医院	清 水 舞 様、長 岡 美 和 様	
	任 未 生 様、任 良 美 様	
医療法人明照会 栗東ピースクリニック		
	岩 崎 里 恵 様	

以上



令和3年11月24日

各地域職域医師会長 様
滋賀県歯科医師会長 様

滋賀医科大学医学部附属病院
患者支援センター長 漆谷 真
【公 印 省 略】

本院SCU（脳卒中ケアユニット）の設置について（周知依頼）

平素は本院の運営、特に病診連携につきまして、格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

先日、本院主催の「病診連携の推進に係る意見交換会」におきまして、ご出席者様より「SCU（脳卒中ケアユニット）について、広く各医師会に周知していただきたい」とのご意見をいただきました。

つきましては、貴会員の先生方に、別紙・大津市医師会誌に寄稿しました文書をもとに、下記のとおりご周知頂きますようお願いいたします。

大変お手数をおかけいたしますが、ご周知のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。
今後とも、本院患者支援センターへのご理解・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

- ・設置名称： SCU（脳卒中ケアユニット）＊令和3年5月より設置
- ・緊急連絡先： 救急外来受付（TEL:077-548-2770）＊24時間対応
＊平日昼間（8：30～17：15）は電話交換に掛かりますが、「SCU」や「脳卒中」のキーワードとともに緊急である旨をお伝えください。
- ＊状況に応じて、SCU 担当医に直接お話し頂けるよう、連携いたします。

以上

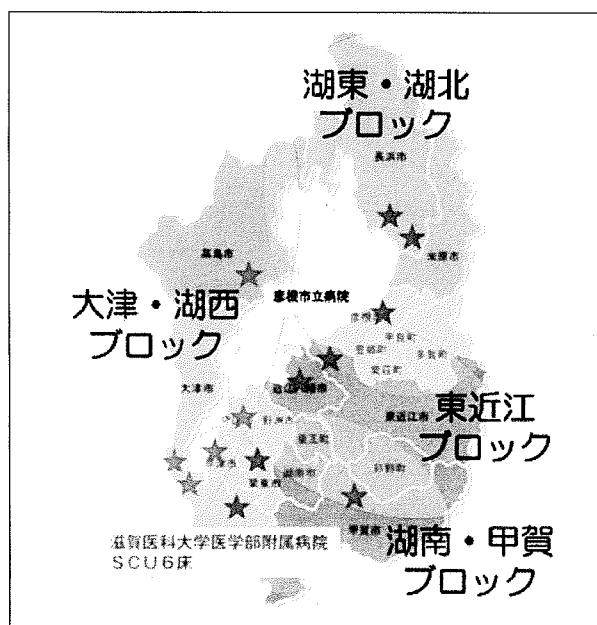
<お問い合わせ先>

滋賀医科大学医学部附属病院患者支援センター
（医療サービス課地域医療連携係） 田中 明博
TEL 077-548-2513
FAX 077-548-2815

滋賀医科大学医学部附属病院の地域医療連携

【脳卒中ケアユニット（SCU）のご案内】

2019年12月の脳卒中・循環器病対策基本法施行後、全国でstroke centerの整備が進められています。滋賀県では、急性期脳卒中診療を従来の7医療圏から新たに4ブロックへ改変し、集約化を図っています。本院では、脳神経内科と脳神経外科はともに脳



滋賀医科大学医学部附属病院 患者支援センター

血管内治療専門医を有しており、脳卒中診療の両輪として協働で診療しています。脳卒中患者増加に備え、県内外を含めた診療体制を再構築しつつ高度急性期に対応できる包括的stroke centerを目指すために、本年5月にSCU（stroke care unit）を設置しました。超急性期の血栓回収治療と専門的な看護とリハビリテーションを集中して行うことで、症状の改善と後遺症の軽減効果が得られます。回復期リハビリテーションや自宅退院において、今後ともさらなる連携を賜りますようお願い申し上げます。

本院の基本理念である「地域に密着した大学病院」としてお役に立つべく、高度医療の推進に加えて、特定機能病院として果たすべき役割を明確にし、更なる「地域完結型医療」の実現を目指します。そのためにも今後は、本院での治療を終えた患者さんには、ご紹介いただきました先生のもとで診療を受けていただけるよう、連携強化に努めたいと考えております。

令和3年12月14日

関係医療機関の長 殿

滋賀医科大学医学部附属病院

病院長 田中 俊宏

患者支援センター長 漆谷 真

総合診療部・初期診療科の紹介患者受入停止について（お知らせ）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より患者さんを紹介いただくなど本院の運営にご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、本院におきましては、担当医の退職に伴い総合診療の業務を遂行する人材が不在となることから、総合診療部・初期診療科が担当する診療は当面の間、見合わせさせていただくこととなりました。

つきましては、令和4年1月1日以降、新規紹介患者はお受けいたしかねますので、ご了承くださいようお願いいたします。

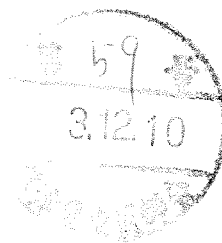
今後、本院における総合診療のあり方を含め、体制の再構築に向けて検討してまいりますので、ご迷惑をお掛けいたしますがご理解の程よろしくお願いいたします。

敬具

【本件担当】

患者支援センター

TEL:077-548-2515



公財滋健第142号
令和3年12月8日

滋賀県医師会長
県内郡市医師会長
滋賀県病院協会会長
滋賀県臨床検査技師会長
滋賀県細胞学会会長

} 様

公益財団法人滋賀県健康づくり財団
理事長 中井 清
(公印省略)

令和3年度 子宮頸がん検診従事者講習会の開催について(通知)

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当財団の事業運営につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、がん検診従事者の資質向上を図ることを目的として、別添 『令和3年度子宮頸がん検診従事者講習会開催要領』 に基づき、標記講習会を開催します。

つきましては、本講習会の趣旨をご理解いただき貴台において子宮頸がん検診に従事されている細胞検査士・臨床検査技師・医師 等の方々にご周知いただくとともに、参加についてご配慮を賜りますようお願いいたします。

参加の申込みは、別添の申込書により 1月6日(木)(必着)までにFAX等で当財団まで報告くださいますようお願いいたします。

なお、本講習会の開催につきまして会合等でご案内していただき、事業の推進につきまして格別のご配慮を賜りますよう併せてお願いいたします。

〒520-0834

大津市御殿浜6番28号

公益財団法人滋賀県健康づくり財団 担当 山本

TEL077-536-5210 FAX077-536-5211

E-mail myamamoto@kenkou-shiga.or.jp

令和3年度 子宮頸がん検診従事者講習会（Zoom）開催要領

1 目的

子宮頸がん検診事業を円滑に推進するため、子宮頸がん領域 LBC の見方・とらえかたについて学ぶとともに、検診従事者の確保ならびに資質向上をめざして、子宮細胞診検査における判定困難例等の検討により細胞診検査の精度の統一を図ることを目的として講習会を開催する。

2 主催

滋賀県・公益財団法人滋賀県健康づくり財団（滋賀県がん検診精度管理事業事務局）
滋賀県がん検診検討会子宮頸がん部会

3 共催

滋賀県産科婦人科医会
滋賀県臨床細胞学会
公益社団法人滋賀県臨床検査技師会

4 対象者

子宮頸がん検診に従事している、もしくは従事される予定の医師・細胞検査士・臨床検査技師等、子宮頸がん検診事業を担当する市町の保健師 等

5 開催日時および開催場所

令和4年1月15日（土）14:00～15:25（受付開始 13:30）

Zoom（本部：滋賀県健康づくり財団会議室）

※Zoom講習会に付、通信環境600kbps（上り/下り）、カメラ付きPC（マイク、スピーカー）が必須です。
お申し込みの際は講習会（Zoom）参加メールアドレスをお忘れなく。

6 プログラム内容および講師

挨拶

14:00～

滋賀県がん精度管理事業がん検診検討会子宮頸がん部会 部会長 高橋 健太郎

講演

14:05～14:35

演題；「令和2年度子宮頸がん検診実施状況」

講師；滋賀県がん精度管理事業がん検診検討会子宮頸がん部会 部会長 高橋 健太郎 先生

講演

14:35～15:25

演題；「従来法と LBC 法における子宮内膜細胞診像の比較」

講師；大阪府済生会野江病院 病理診断科 小椋 聖子 先生

座長；滋賀県がん精度管理事業がん検診検討会子宮頸がん部会 部会長 高橋 健太郎

7 申し込み方法および参加費

参加申込書により FAX もしくは、ホームページより Email にて事前申し込み
参加費無料 定員 80 名

8 その他

日本医師会生涯教育制度指定講習会 1.0 単位（CC:7-1.0 単位）

令和3年度 子宮頸がん検診従事者講習会 (Zoom) 参加申込書

令和4年1月15日(土) Zoom講習会(本部;滋賀県健康づくり財団)

受付開始 13:30 講習会 14:00~15:25

Zoom講習会に付、通信環境600kbps(上り/下り)、カメラ付きPC(マイク、スピーカー)

が必須です。お申し込みの際は講習会(Zoom)参加メールアドレスをお忘れなく。

※事務処理の都合上、お申込は1月6日(木)まで(必着)にお願いします。

※お名前のフリガナを必ずご記入ください。

FAX 077(536)5211

フリガナ:				
氏 名:				
所 属 名:				
職 種 名:				
※お持ちの方は ご記入ください	JSC 番号		IAC 番号	
所属住所(〒):				
所属先電話番号:				
講習会 (Zoom) 参加 Email :				

フリガナ:				
氏 名:				
所 属 名:				
職 種 名:				
※お持ちの方は ご記入ください	JSC 番号		IAC 番号	
所属住所(〒):				
所属先電話番号:				
講習会 (Zoom) 参加 Email :				

フリガナ:				
氏 名:				
所 属 名:				
職 種 名:				
※お持ちの方は ご記入ください	JSC 番号		IAC 番号	
所属住所(〒):				
所属先電話番号:				
講習会 (Zoom) 参加 Email :				

申込み・問い合わせ先

公益財団法人滋賀県健康づくり財団 担当 山 本

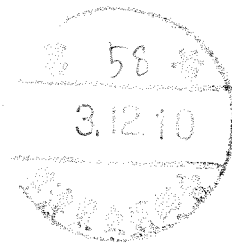
〒520-0834 大津市御殿浜6番28号

TEL 077-536-5210

FAX 077-536-5211

Email: ganbukai@kenkou-shiga.or.jp

※ 個人情報保護法に基づき、個人情報は取り扱われ、その開示・利用は関係機関に限定され、厳格に管理・保存されます。この研修運営以外の目的では使用致しません。



公財滋健第133号
令和3年12月7日

滋賀県医師会長
県内郡市医師会長
滋賀県病院協会会長
滋賀県放射線技師会長

} 様

公益財団法人滋賀県健康づくり財団
理事長 中井 清
(公印省略)

令和3年度 消化器(胃)がん検診従事者講習会の開催について(通知)

寒冷の候 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当財団の事業運営につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、胃がん検診従事者の資質向上を図ることを目的として、別添 『令和3年度消化器(胃)がん検診従事者講習会開催要領』に基づき、標記講習会を開催します。

つきましては、本講習会の趣旨をご理解いただき貴台において胃がん検診に従事されている医師・診療放射線技師・保健師 等の方々にご周知いただくとともに、参加についてご配慮を賜りますようお願いいたします。

参加の申込みは、別添の申込書により 2月4日(金)まで※必着に FAX 等で当財団まで報告くださいますようお願いいたします。

なお、本講習会の開催につきまして会合等でご案内していただき、事業の推進につきまして格別のご配慮を賜りますよう併せてお願いいたします。

〒520-0834

大津市御殿浜 6 番 28 号

公益財団法人滋賀県健康づくり財団

担当 高木麗花

TEL 077-536-5210 FAX 077-536-5211

E-mail ganbukai@kenkou-shiga.or.jp

令和3年度 消化器（胃）がん検診従事者講習会開催要領

1 目的

消化器がん検診事業のうち、胃がん検診を円滑に推進するため、内視鏡検診において発見された胃がん症例、X線検診において発見された胃がん症例の検討を実施することにより、検診従事者の資質向上を図ることを目的とする

2 主催

公益財団法人滋賀県健康づくり財団 滋賀県 滋賀県がん検診検討会胃がん部会

3 対象者

胃がん検診に従事する（または従事する予定の）医師 診療放射線技師 保健師 等

4 開催日時および開催場所

令和4年2月19日（土）9：30～12：00（受付開始9：00～）

開催場所；公益財団法人滋賀県健康づくり財団（〒520-0834 大津市御殿浜6-28）

TEL 077（536）5210 FAX 077（536）5211

※敷地内は駐車場が限られますので公共交通機関または最寄りの有料駐車場をご利用くださいますようお願い致します。

※ライブ配信（Zoom）での参加も可。Zoomで参加される方は通信環境600kbps（上り/下り）、カメラ付きPC（マイク、スピーカー）が必須です。お申し込みの際は講習会（Zoom）参加メールアドレスをお忘れなく。

5 プログラム内容

9：30～9：35 開会の辞

9：35～10：35 症例検討①「胃X線検診で発見された胃がん症例検討」

講師 公立甲賀病院 放射線科 部長 山崎 道夫 先生

10：35～10：40 質疑応答

10：40～10：50 休憩

10：50～11：50 症例検討②「対策型内視鏡検診において発見された胃がん症例検討」

講師 滋賀県立総合病院 消化器内科 科長 松村 和宜 先生

11：50～11：55 質疑応答

11：55～12：00 閉会の辞

6 申し込み方法および参加費

参加申込書により FAX、Eメール等にて事前申し込み
参加費無料

7 修了証書

参加者には、修了証書を発行します

8 その他

日本医師会生涯教育制度指定講習会認定（2単位）CC：15

日本消化器がん検診学会 胃がん検診専門技師更新単位（2単位）

令和3年度 消化器(胃)がん検診従事者講習会 参加申込書

日時:令和4年2月19日(土) 講習会9:30～12:00 受付開始 9:00

会場:公益財団法人滋賀県健康づくり財団

Zoomで参加される方は通信環境600kbps(上り/下り)、カメラ付きPC(マイク、スピーカー)が必須です。お申し込みの際は講習会(Zoom)参加メールアドレスをお忘れなく。

※事務処理の都合上、お申込は2月4日(金)必着でお願いします。

※お名前のフリガナを必ずご記入ください。

FAX 077(536)5211

フリガナ:
氏 名:
所 属 名:
職 種 名:
所属住所: 〒
所属先電話番号:
参加方法: どちらかに○をつけてください。 集合研修() ライブ配信()
Email:

フリガナ:
氏 名:
所 属 名:
職 種 名:
所属住所: 〒
所属先電話番号:
参加方法: どちらかに○をつけてください。 集合研修() ライブ配信()
Email:

フリガナ:
氏 名:
所 属 名:
職 種 名:
所属住所: 〒
所属先電話番号:
参加方法: どちらかに○をつけてください。 集合研修() ライブ配信()
Email:

申込み・問い合わせ先

公益財団法人 滋賀県健康づくり財団 担当 福井健

〒520-0834 大津市御殿浜6番28号

TEL 077-536-5210(代) FAX 077-536-5211 Email: ganbukai@kenkou-shiga.or.jp

・ 個人情報は財団が定める個人情報の取り扱いについて
 本講習会にて確認された事項に基づいて適切に保管し、この研修運
 営以外の目的では使用致しません。



**診療所や外来部門・訪問看護・
福祉施設等で働く看護職の方へ**

研修の
ご案内

診療所だからこそその強みを 活かした看護実践

～患者さんの身近な支援者になるために～

日 時：令和4年1月13日(木)13:50～16:30 受付13:30～

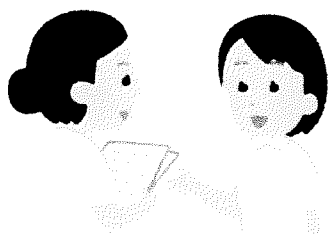
会 場：滋賀県看護研修センター
草津市大路二丁目11番51号

※駐車場がありませんので公共交通機関をご利用ください

講 師：小野 美雪 氏 草津総合病院
家族支援専門看護師

実践報告：今井 直子 氏 小西醫院 在宅医療部 看護師
山脇 千佐 氏 石塚内科クリニック 看護師長

対 象：診療所や外来部門・訪問看護・高齢者施設・障害者施設等
多様な分野で働く看護職



診療所は在宅医療ケアの要としてその役割が重要です。しかし診療所で働く看護職は少人数であり研修に参加していただく機会も少ない現状にあります。そこで、診療所等で治療を受け在宅で療養されている方を支えるために家族をどのように支えるか、病院内での看護活動を通して家族支援専門看護師として活躍されている講師から診療所看護師の活躍の無限の可能性や家族を支えることの重要性を学び、滋賀県内の看護職の現場力の向上を目指すことを目的としています。

申込〆切：12月24日(金) 滋賀県看護協会研修申し込みサイトかFAXにてお申し込みください。

参加費
無料

公益社団法人滋賀県看護協会 教育部

〒525-0032滋賀県草津市大路2丁目11-51

TEL:077-564-6699 (教育部) FAX:077-562-8998



研修会申込書(FAX 送付状)

申し込み締め切り：12月24日（金）

公益社団法人滋賀県看護協会 教育部 あて

FAX 077-562-8998

※研修申し込みサイトよりお申込みの場合は、公益社団法人滋賀県看護協会のホームページより研修申し込みサイトへ進みください。

**研修名：診療所だからその強みを活かした看護実践
～患者さんの身近な支援者になるために～**

開催日時：令和4年1月13日（木）13:50～16:30

標記研修会を下記のとおり申し込みます。

令和3年 月 日

施設名

担当者名

電話番号

e-mail

職名	氏名	看護協会員	会員番号(6桁)	備考
		会員・非会員		
		会員・非会員		
		会員・非会員		

意見交換や講師に確認したい内容があればご自由にご記入ください。

栗 子 第 1 0 3 8 号

令和3年12月15日

一般社団法人 草津栗東医師会

会長 中 嶋 康 彦 様

栗東市長 野 村 昌 弘

(公印省略)

栗東市「子育て支援ガイド 令和4年度」発行にかかる広告募集について
(お願い)

平素は、本市の児童福祉行政に対してご支援ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、本市では子育て情報誌「栗東市子育て支援ガイド」を官民協働で発行し、市内の子育て世代の皆様にお配りし、ご利用いただく計画を進めています。

この情報誌は、市内の子育て情報を掲載しており、最新版を令和4年4月に発行する予定をしております。掲載する情報は市が提供し、印刷・製本等は、協働発行业務者が行うもので、事業者様からお申し込みいただいた広告料により作成いたします。

つきましては、情報誌へ掲載する広告募集のために、1月中に協働発行业務者が訪問を予定しておりますので、貴会員の皆様へご周知いただき、本事業に対して格別のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1、事業概要

「栗東市子育て支援ガイド 令和4年度版」

A5判(4色フルカラー) 72ページ程度

2,200部(広告クライアント分200部を含む)作成

令和4年4月発行予定

生後4か月乳児健診及び新規転入者などに配布

2、協働発行业務者

株式会社サイネックス 大阪市中央区瓦屋町三丁目6番13号

代表取締役社長 村田 吉優

3、問い合わせ

広告募集に関すること

株式会社サイネックス 関西取締役京都支店 担当：梶本

電話 075-551-0085 FAX 075-315-0086

発行に関すること

栗東市役所 子育て応援課 担当：郷田・西澤

電話 077-551-0114 FAX 077-552-9320

令和3年（2021年）12月20日

一般社団法人 草津栗東医師会
会員各位

草津栗東医師会事務局
地域医療連携コーディネーター
宮村栄理(草津市)
下村葉子(栗東市)

医療情報の取り扱いについて意向調査のお願い

師走の候、ますます御清栄のことお喜び申し上げます。日頃より地域の在宅医療介護連携推進に、格別の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成26年に介護保険法が改正され、平成27年度より地域支援事業の一つとして位置づけられた本事業は、医師会より草津市・栗東市に地域医療連携コーディネーターを配置し活動を続けて参りました。今後更なる事業の推進のため、次年度よりコーディネーターの所属元が草津市は「社会医療法人誠光会 淡海ふれあい病院」に、栗東市は「社会福祉法人恩賜財団 済生会滋賀県病院」に変更となります。

つきましては、引き続き在宅医療介護連携についての相談業務を円滑に実施するために、今までコーディネーターが把握してきた医療情報(各診療所ごとに作成した資料1)の取扱いについて意向調査に御協力を御願い致します。

つきましては、御多忙中、大変恐縮ではございますが別紙意向調査に記入の上、**1月7日(金)までに医師会事務局まで返送**下さいますようお願い申し上げます。

なお、御質問等ございましたら、各市のコーディネーターまで御問合せ下さい。

事務局	草津市在宅医療介護連携センター	栗東市長寿福祉課
住所	草津市矢橋町1629-5	栗東市安養寺一丁目13-33
担当者	宮村 栄理	下村 葉子
TEL	077-516-2498	077-551-0198
FAX	077-566-6488	077-551-0548
開所時間	月曜日～金曜日(9時～17時)	月～金(8時30分～17時15分)
メール	kusatsumedicare @kusatsu-ritto.shiga.med.or.jp	rittou-zaitaku@tiara.ocn.ne.jp

医療情報の取り扱いについての意向調査票

医療機関名：

回答者氏名：

私たちコーディネーターは、地域包括支援センターや医療・介護関係者(医師、歯科医師、薬剤師、ケアマネジャー、病院(地域連携室)、訪問看護ステーションなど)からの相談業務を行っております。対応の際には、コーディネーターが把握する医療情報(診療所ごとに作成した資料1)を活用しています。

資料1の項目は、在宅医療介護を利用する高齢者を対象に作成したものです。

- 1) 所属元が医師会から各市に変更となっても、引き続き相談業務を続けるため、診療所ごとに作成した資料1の情報を引き継いでもよろしいでしょうか。
(あてはまる方に○をつけて下さい。)

引き継いでもよい ・ 引き継いでほしくない

- 2) 資料1の項目についての御意見を聞かせください。

- ① 情報の掲載や取り扱いを控える項目があれば教えてください。
(あてはまる方に○をつけて下さい。)

あ る ・ な い



- ② 項目に取り入れてほしい項目があれば教えてください。
(あてはまる方に○をつけて下さい。)

あ る ・ な い



例) びわ湖あさがおネット登録の有無、認知症相談医の在籍の有無、複数名医師の有無 etc...

- ③ 医療機関情報の変更箇所があれば教えてください。詳細は後日把握に伺います。

あ る ・ な い

御協力ありがとうございました。
記載後は、下記FAX番号まで御返送下さい。

返送先 0 7 7 - 5 6 4 - 8 1 2 7

令和3年12月25日例会資料

災害時安否確認訓練の結果について

1. 12月14日(火)13時に「SMSLINK」からショートメッセージを一斉配信

(1) 配信対象188件

【内訳】A会員：133件

B会員： 50件

事務局： 5件

(2) 当日の配信結果

【内訳】完了：185件（事務局5件含む）

失敗： 3件（理由）・SMSが受信できない番号またはPHS
・電波が届かないまたは電源がオフ

2. 安否回答結果

(1) グーグルフォームへの回答 88件

(2) 事務局のメールに回答 7件

3. 総括

- ・配信対象は携帯電話番号を登録いただいたA会員142名中133名、B会員169名中50名で、事務局を除く合計183名でした。
- ・当日の配信結果は事務局を除く183名に対し3名の不達がありましたが、その後、すべての先生に到達することが確認されました。
- ・安否確認の回答としては到達した先生180名に対し95名の先生が返信いただきました。（回答率52.8%）
- ・総評としては、携帯電話番号を登録いただいた先生方へは、100%メッセージは到達しており、緊急連絡としての機能は果たせているものと思われます。今後も本システムを利用し定期的な訓練を実施したいと思います。

以上

講演会・研修会等のご案内

第18回理事会連絡事項

開催日時	講演会・研修会名	会場等	内容・講師等	実施主体	申込先・連絡先	研修会単位等
12月16日(木) 14:00～15:00	第7回小児救急医療地域医師研修会(守山野洲医師会) ※コロナウイルス感染症対策のため、各地域医師会医療圏域の医師のみ参加可	守山市すこやかセンター 3階 講習室 守山市下之郷三丁目2-5	テーマ「子どもの予防接種&アナフィラキシーを含む副反応」 滋賀県医師会小児救急医療対策委員会 委員 西島 節子 先生	滋賀県医師会	地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:8-1単位
12月16日(木) 16:00～17:00	令和3年度死体検案研修会(湖北医師会) ※コロナウイルス感染症対策のため、各地域医師会医療圏域の医師のみ参加	北ビワコホテルグラツィエ 長浜市港町4-17	テーマ「予防のための正しい診断ー防ぎ得る死を減らすためにー」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
12月17日(金) 14:30～15:30	第8回小児救急医療地域医師研修会(高島市医師会) ※コロナウイルス感染症対策のため、各地域医師会医療圏域の医師のみ参加可	今津サンブリッジホテル 高島市今津町今津1689-2	テーマ「子どもの予防接種&アナフィラキシーを含む副反応」 滋賀県医師会小児救急医療対策委員会 委員 有田 泉 先生	滋賀県医師会	地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:8-1単位
12月19日(日) 14:00～17:00	産業医研修会	ライズヴィル都賀山 守山市浮気町300-24	「救命処置のトレンドとAEDの適正配置・危機管理体制の構築」 京都大学環境安全保健機構 教授 石見 拓 先生 「従業上の措置・復職判定において難しい事例」 一般社団法人 近畿健康管理センター 理事長 木村 隆 先生	滋賀県医師会	産業保健担当 会報11月号・FAXにて案内済	日医生涯教育制度: CC:44-1.4単位 CC:5-1.5単位 日医認定産業医制度: 基礎 実地1.5単位 後期1.5単位 生涯 実地1.5単位 専門1.5単位
12月21日(火) 14:30～15:30	第9回小児救急医療地域医師研修会(近江八幡市蒲生郡医師会) ※コロナウイルス感染症対策のため、各地域医師会医療圏域の医師のみ参加可	近江八幡地域医療支援センター 近江八幡市出町381	テーマ「子どもの予防接種&アナフィラキシーを含む副反応」 滋賀県医師会小児救急医療対策委員会 委員 西澤 嘉四郎 先生	滋賀県医師会	地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:8-1単位
12月23日(木) 15:00～16:00 【開催方法変更】	令和3年度死体検案研修会(大津市医師会) ※コロナウイルス感染症対策のため、各地域医師会医療圏域の医師のみ参加	WEB配信	テーマ「予防のための正しい診断ー防ぎ得る死を減らすためにー」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
令和4年1月30日(日) 9:30～18:00	産業医研修会	男女共同参画センター G-NETしが 大ホール 近江八幡市鷹飼町80-4	1.「特殊健康診断でわかること」 山田誠二産業保健センター 所長 山田誠二 先生 2.「コロナ禍を健康に乗り越えるために必要な力 レジリエンス」 関西福祉科学大学健康福祉学部教授 長見まき子 先生 3.「事例にみるメンタルヘルスの実際」 南草津坂本診療所 坂本暢典先生 4.「産業医活動関連法改正と通達 平成28～令和2年度」 一般財団法人近畿健康管理センター 理事長 木村隆先生 5.「産業医初心者でも行える復職支援」 京セラ株式会社 総務統括本部 環境統括部 安全防災部 健康管理室 山田達治 先生	滋賀県医師会	産業保健担当 会報12月号・FAXにて案内予定	日医生涯教育制度: (申請予定) 日医認定産業医制度: 基礎 後期7.5単位 生涯 更新1.5単位 専門6.0単位
令和4年2月6日(日) 14:00～17:00	産業医研修会	ニプロiMEP ニプロホール 草津市野路町3023	1.「産業医が知っておきたい職域での転倒防止 ～高齢者雇用の視点もふくめて～」 滋賀県立大学 非常勤講師 HumanWorks 代表 岩倉 浩司 先生 2.「中小規模企業における産業医の役割」 きづきクリニック 木築 野百合 先生 立命館診療所 中川 克 先生	滋賀県医師会	産業保健担当 会報12月号・FAXにて案内予定	日医生涯教育制度: (申請予定) 日医認定産業医制度: 基礎 実地1.5単位 後期1.5単位 生涯 実地1.5単位 専門1.5単位 (申請予定)
★ 令和4年2月10日(木) 14:30～16:00	第89回学校保健学校医研修会	クサツエストピアホテル 草津市西大路町4-324	「虐待への対応について(医療の視点から)」(仮題) 済生会滋賀県病院 伊藤 英介 先生	滋賀県医師会	学校保健担当 会報12月号・FAXにて案内予定	日医生涯教育制度: (申請予定)
令和4年2月24日(木) 14:00～15:00	令和3年度死体検案研修会(甲賀湖南医師会) ※コロナウイルス感染症対策のため、各地域医師会医療圏域の医師のみ参加	公立甲賀病院 甲賀市水口町松尾1256	テーマ「予防のための正しい診断ー防ぎ得る死を減らすためにー」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位

	開催日時	講演会・研修会名	会場等	内容・講師等	実施主体	申込先・連絡先	研修会単位等
★	令和4年3月20日(日) 10:00～18:00	日医認定産業医第1回基本研修会 (基礎前期)	彦根勤労福祉会館 たちばな 彦根市大東町4-28	研修 1.「総論A」 滋賀労働局 労働基準部 健康安全課長 喜瀬 真太郎 氏 2.「健康管理」 ブリヂストン彦根工場健康管理センター 所長 中山 邦夫 先生 3.「総論B」 ダイキン工業株式会社 滋賀製作所 専属産業医 赤築 秀一郎 先生 4.「産業医活動の実際」 古河AS株式会社 産業医 鹿田 潮 先生 5.「健康保持増進」 川島労働衛生コンサルタント事務所 川島 恵美 先生	滋賀県 医師会	産業保健担当 会報12月号・FAXにて 案内予定	日医生涯教育: (申請予定) 日医認定産業医制度: 基礎 前期7単位 (申請予定) ※非会員(受講料14,000円、 資料代3,520円、資料代は基 本研修会2回分)
★	令和4年3月21日(月祝) 10:00～18:00	日医認定産業医 第2回基本研修 会(基礎前期)	彦根勤労福祉会館 たちばな 彦根市大東町4-28	研修 1.「作業環境管理」 労働安全衛生コンサルタント 植西 信雄 先生 2.「メンタルヘルス対策」 医療法人ひつじクリニック 院長 田中 和秀 先生 3.「有害業務管理」 オムロン株式会社 統括産業医 滋賀産業保健総合支援センター 相談員 内山 鉄朗 先生 4.「作業管理」 パナソニック株式会社イノベーション推進部門 守口地区健康管理室 前田 希和 先生	滋賀県 医師会	産業保健担当 会報12月号・FAXにて 案内予定	日医生涯教育: (申請予定) 日医認定産業医制度: 基礎 前期7単位 (申請予定) ※非会員(受講料14,000円、 資料代3,520円、資料代は基 本研修会2回分)

・ 1 2 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和3年12月8日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R3/12/10 (金)	経済産業医療企業年金基金資産運用説明会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	ピアザ淡海	関連団体	
R3/12/10 (金)	第9回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R3/12/11 (土)	WATCH in Shiga 2021	2:00 PM (～ 5:30 PM)	びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール「淡海」	県医師会	
R3/12/12 (日)	都道府県医師会学校保健担当理事連絡協議会 (Web開催)	1:00 PM (～ 4:00 PM)	Web対応: 理事室	日医	
R3/12/13 (月)	滋賀県社会福祉審議会児童福祉専門分科会 第4回児童措置審査部会	7:30 PM (～ 9:00 PM)	県大津合同庁舎 7-A会議室	県	★
R3/12/14 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
R3/12/14 (火)	令和3年度 第2回滋賀県在宅医療等推進協議会 (9/14からの延期分)	6:00 PM (～ 8:00 PM)	滋賀県庁東館7階 大会議室	県	
R3/12/15 (水)	第18回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R3/12/16 (木)	第7回小児救急医療地域医師研修会(守山野洲医師会)	2:00 PM (～ 3:00 PM)	すこやかセンター3階講習室	県医師会	
R3/12/16 (木)	第40回滋賀県社会福祉学会 第2回実行委員	3:00 PM (～ 5:00 PM)	県立長寿社会福祉センター 1階 介護研修室	その他	
R3/12/16 (木)	令和3年度 死体検案研修会(湖北医師会)	4:00 PM (～ 5:00 PM)	北ビワコホテルグラツィエ	県医師会	
R3/12/16 (木)	滋賀県と三師会との協議会	4:30 PM (～)	県庁新館7階 大会議室	県三師会	
R3/12/17 (金)	第8回小児救急医療地域医師研修会(高島市医師会)	2:30 PM (～ 3:30 PM)	今津サンブリッジホテル 2階	県医師会	
R3/12/17 (金)	第5回男女共同参画委員会	3:00 PM (～ 5:00 PM)	日本医師会 506会議室 Web参加(Zoom): 会長室	日医	
R3/12/17 (金)	令和3年度 第2回滋賀県地域医療対策協議会	6:00 PM (～ 8:00 PM)	滋賀県危機管理センター 2階 災害対策室5・6	県	
R3/12/18 (土)	近医連災害時支援協定書に基づく訓練 事前打合せ会(Web開催)	2:30 PM (～)	理事室	近医連	
R3/12/19 (日)	滋賀県医師会 産業医研修会((第3回スキルアップ研修会)	2:00 PM (～ 5:00 PM)	ライズヴィル都賀山 守山市浮気町300-24	県医師会	
R3/12/20 (月)	滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会	10:00 AM (～ 12:00 PM)	県大津合同庁舎(予定)	県	★
R3/12/20 (月)	社会福祉法人びわこ学園 令和3年度第3回評議員会	1:30 PM (～ 3:30 PM)	びわこ学園医療福祉センター野洲 地域交流スペース会議室	その他	
R3/12/21 (火)	滋賀県運営適正化委員会 第5回苦情解決合議体	9:15 AM (～ 12:30 PM)	県立長寿社会福祉センター 別館 福祉用具センター ミーティン	その他	
R3/12/21 (火)	個別指導(病院／一般) 03年度病院1 12月②	2:00 PM (～ 4:30 PM)	大津びわ湖合同庁舎5階 共用会議室	国、県	
R3/12/21 (火)	第9回小児救急医療地域医師研修会(近江八幡市蒲生郡医師会)(12/28から日程変更)	2:30 PM (～ 3:30 PM)	近江八幡地域医療支援センター内 多目的室	県医師会	
R3/12/23 (木)	令和3年度 国立大学法人滋賀医科大学学外有識者会議	1:30 PM (～ 3:30 PM)	滋賀医科大学 管理棟 3階大会議室	関連団体	
R3/12/23 (木)	第159回近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	1:45 PM (～)	近畿厚生局滋賀事務所	国	
R3/12/23 (木)	個別指導(診療所／新規) 03年度診療所8 12月③	2:00 PM (～ 4:30 PM)	大津びわ湖合同庁舎5階 共用会議室	国、県	
R3/12/23 (木)	令和3年度 死体検案研修会(大津市医師会)→Web配信	3:00 PM (～ 4:00 PM)	Web配信 (配信会場は大津市医師会)	県医師会	
R3/12/23 (木)	中絶審査	4:30 PM (～ 5:00 PM)	応接室	県医師会	
R3/12/24 (金)	第30回都道府県医師会新型コロナウイルス感染症担当理事連絡協議会	4:00 PM (～ 5:30 PM)	Web対応: 理事室	日医	

・ 1 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和3年12月8日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R4/ 1/11 (火)	第10回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 1/11 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
R4/ 1/13 (木)	令和3年度学校保健及び学校安全文部科学大臣表彰伝達式	2:00 PM (～ 2:30 PM)	滋賀県庁公館 ゲストルーム	県	
R4/ 1/13 (木)	第8回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	琵琶湖ホテル 瑠璃	県医師会	
R4/ 1/13 (木)	【中止】滋賀県医師会新春懇談会	5:00 PM (～ 7:00 PM)	琵琶湖ホテル 瑠璃	県医師会	
R4/ 1/14 (金)	第70回滋賀県薬事審議会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	滋賀県危機管理センター 1階 会議室1	県	
R4/ 1/18 (火)	メディカルコントロール部会	10:00 AM (～ 12:00 PM)	滋賀県危機管理センター	県	★
R4/ 1/18 (火)	第3回都道府県医師会会長会議	3:00 PM (～ 5:00 PM)	日本医師会大講堂	日医	
R4/ 1/19 (水)	第19回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 1/20 (木)	第1回滋賀県医療審議会 保健医療計画部会	10:00 AM (～ 11:30 AM)	県庁(調整中)	県	★
R4/ 1/20 (木)	令和3年度滋賀県産業医活動推進協議会	2:30 PM (～ 4:30 PM)	3階会議室	県医師会	★
R4/ 1/20 (木)	令和3年度滋賀県精神保健福祉審議会	3:00 PM (～ 5:00 PM)	県大津合同庁舎 7A会議室 (オンライン併用)	県	
R4/ 1/20 (木)	第160回近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	3:15 PM (～)	近畿厚生局滋賀事務所	国	
R4/ 1/23 (日)	第70回近医連学校医研究協議会総会・第2回理事会(Web開催)	10:30 AM (～)	配信会場:大阪府医師会館 Web対応:3階会議室	近医連	
R4/ 1/25 (火)	第2回滋賀県医療審議会 医療法人部会	2:00 PM (～ 3:00 PM)	県大津合同庁舎 5階 5-C会議室	県	★
R4/ 1/27 (木)	日本医師会財務委員会(TV会議併用)	2:30 PM (～ 4:00 PM)	日本医師会	日医	★
R4/ 1/28 (金)	近畿地方社会保険医療協議会総会(予定日)	2:00 PM (～)	近畿厚生局滋賀事務所?	国	
R4/ 1/28 (金)	恩賜財団滋賀県済生会 第4回支部理事会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	済生会滋賀県病院 5階 なでしこホール	その他	
R4/ 1/28 (金)	令和3年度全国メディカルコントロール協議会連絡会(第2回)	2:00 PM (～ 5:00 PM)	Gメッセ群馬	国	
R4/ 1/28 (金)	第31回都道府県医師会新型コロナウイルス感染症担当理事連絡協議会	4:30 PM (～ 6:00 PM)	Web対応:理事室	日医	★
R4/ 1/29 (土)	第52回(近医連)近畿地区医師会共同利用施設連絡協議会(Web開催)	2:30 PM (～ 5:30 PM)	3階会議室	近医連	
R4/ 1/30 (日)	JMAT研修 ロジスティクス編(Web開催)	9:00 AM (～ 5:30 PM)	Web対応:会議室	日医	★
R4/ 1/30 (日)	滋賀県医師会 産業医研修会	9:30 AM (～ 6:00 PM)	G-NETしが 男女共同参画センター	県医師会	
R4/ 2/ 1 (火)	令和3年度第2回がん患者就労支援専門部会・滋賀長期療養者就職支援担当者連絡協議会・滋賀県両	2:00 PM (～ 3:30 PM)	Zoomによるオンライン会議 配信会場:県庁 東館 7階 大会議	県、労働局	★
R4/ 2/ 2 (水)	滋賀県交通対策協議会	1:30 PM (～ 3:30 PM)	県庁新館7階大会議室	その他	★
R4/ 2/ 3 (木)	第2回滋賀県医療審議会 保健医療計画部会	9:30 AM (～ 11:00 AM)	県庁(調整中)	県	★
R4/ 2/ 4 (金)	第7回近医連常任委員会	2:30 PM (～)	大阪府医師会館	近医連	
R4/ 2/ 4 (金)	病院勤務医連絡協議会(Web会議)	3:00 PM (～ 5:00 PM)	3階会議室	県医師会	

80 ※ ★印は令和3年11月18日以降に追加した行事

※ ×印は中止・延期になった行事

・ 2 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和3年12月8日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R4/ 2/ 4 (金)	近医連事務局長連絡協議会	3:30 PM (～)	大阪府医師会館	近医連	★
R4/ 2/ 5 (土)	第4回近医連保険担当理事連絡協議会	2:30 PM (～)	ABC-MART梅田ビル	近医連	
R4/ 2/ 7 (月)	滋賀県後発医薬品安心使用促進協議会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	県大津合同庁舎 7階 7A会議室	県	
R4/ 2/ 8 (火)	第11回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 2/ 8 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
R4/ 2/ 9 (水)	第20回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 2/10 (木)	第3回滋賀県循環器病対策検討会(ハイブリッド開催)	2:00 PM (～ 4:00 PM)	県庁(調整中) もしくは Zoom参加	県	★
R4/ 2/13 (日)	部落解放研究第29回滋賀県集会	2:00 PM (～ 3:30 PM)	滋賀県立文化産業交流会	その他	★
R4/ 2/15 (火)	滋賀県国民健康保険運営協議会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	県大津合同庁舎7B会議室	県	★
R4/ 2/15 (火)	公益社団法人滋賀医学国際協力会 理事会	5:30 PM (～)	滋賀医科大学 中会議室	その他	★
R4/ 2/17 (木)	第9回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 2/19 (土)	令和3年度日本医師会医療情報システム協議会(1日目)	2:00 PM (～ 6:30 PM)	3階会議室(Web研修システム)	日医	
R4/ 2/19 (土)	近医連産業保健担当理事連絡協議会	2:30 PM (～)	梅田スカイビル(予定)	近医連	
R4/ 2/20 (日)	令和3年度日本医師会医療情報システム協議会(2日目)17	9:00 AM (～ 3:30 PM)	3階会議室(Web研修システム)	日医	
R4/ 2/20 (日)	マネジメント研修会	10:00 AM (～ 5:00 PM)	ピアザ淡海 305会議室	県医師会	
R4/ 2/24 (木)	第161回近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	1:45 PM (～)	近畿厚生局滋賀事務所	国	
R4/ 2/24 (木)	第6回男女共同参画委員会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	日本医師会 503会議室	日医	
R4/ 2/24 (木)	令和3年度 死体検案研修会(甲賀湖南医師会)	2:00 PM (～ 3:00 PM)	公立甲賀病院	県医師会	
R4/ 3/ 2 (水)	人獣共通感染症研修会(予定)	2:00 PM (～ 4:00 PM)	調整中	県医師会	★
R4/ 3/ 2 (水)	第32回都道府県医師会新型コロナウイルス感染症担当理事連絡協議会	4:30 PM (～ 6:00 PM)	Web対応: 理事室	日医	★
R4/ 3/ 3 (木)	近畿地方社会保険医療協議会総会(予定日)	2:00 PM (～)	近畿厚生局滋賀事務所?	国	
R4/ 3/ 4 (金)	第8回近医連常任委員会	2:30 PM (～)	大阪府医師会館	近医連	
R4/ 3/ 4 (金)	近畿ブロック日医代議員協議会	3:00 PM (～)	大阪府医師会館	近医連	
R4/ 3/ 5 (土)	近医連救急災害医療担当理事連絡協議会	2:30 PM (～)	ホテルグランヴィア大阪(予定)	近医連	
R4/ 3/ 8 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
R4/ 3/ 9 (水)	第21回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 3/ 9 (水)	令和3年度 第2回滋賀県肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会	6:30 PM (～)	Web開催(Zoom)	関連団体	
R4/ 3/11 (金)	第12回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	

81 ※ ★印は令和3年11月18日以降に追加した行事

※ ×印は中止・延期になった行事

・ 3 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和3年12月8日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R4/ 3/13 (日)	JMAT研修 基本編(Web開催)	9:00 AM (～ 5:30 PM)	Web対応:会議室	日医	★
R4/ 3/17 (木)	第10回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 3/18 (金)	2021年度防災訓練(災害時情報通信訓練)	1:00 PM (～ 5:00 PM)	日本医師会 (Web対応:会議室)	日医	
R4/ 3/19 (土)	第20回市民公開講座	2:00 PM (～ 4:00 PM)	ホテルポストンプラザ草津びわ湖	県医師会	
R4/ 3/23 (水)	第22回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 3/24 (木)	第162回近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	1:45 PM (～)	近畿厚生局滋賀事務所	国	
R4/ 3/25 (金)	滋賀県メディカルコントロール協議会	10:00 AM (～ 11:00 AM)	滋賀県危機管理センター	県	★
R4/ 3/25 (金)	恩賜財団滋賀県済生会 第5回支部理事会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	済生会滋賀県病院 5階 なでしこホール	その他	
R4/ 3/27 (日)	第150回日本医師会臨時代議員会	9:30 AM (～)	未定	日医	
R4/ 4/ 2 (土)	第5回近医連保険担当理事連絡協議会	2:30 PM (～)	梅田スカイビル タワーウエスト	近医連	
R4/ 4/ 6 (水)	第1回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 4/ 8 (金)	第9回近医連常任委員会	2:30 PM (～)	大阪府医師会館	近医連	
R4/ 4/10 (日)	母体保護法指定医師研修会	1:00 PM (～ 4:10 PM)	ピアザ淡海 大会議室	県医師会	
R4/ 4/14 (木)	第7回男女共同参画委員会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	日本医師会 会議室	日医	
R4/ 4/14 (木)	第1回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 4/20 (水)	第2回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 4/22 (金)	第33回都道府県医師会新型コロナウイルス感染症 担当理事連絡協議会	4:00 PM (～ 5:30 PM)	Web対応:理事室	日医	★
R4/ 4/23 (土)	第16回日医男女共同参画フォーラム	(～)	オンライン開催	日医	
R4/ 5/11 (水)	第3回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 5/13 (金)	第10回近医連常任委員会	2:30 PM (～)	大阪府医師会館	近医連	
R4/ 5/18 (水)	第34回都道府県医師会新型コロナウイルス感染症 担当理事連絡協議会	4:30 PM (～ 6:00 PM)	Web対応:理事室	日医	★
R4/ 5/19 (木)	第2回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 5/25 (水)	第4回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 6/ 1 (水)	第5回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 6/ 3 (金)	第11回近医連常任委員会	2:30 PM (～)	大阪府医師会館	近医連	
R4/ 6/ 3 (金)	近畿ブロック日医代議員協議会	3:00 PM (～)	大阪府医師会館	近医連	
R4/ 6/ 4 (土)	第6回近医連保険担当理事連絡協議会	2:30 PM (～)	梅田スカイビル タワーウエスト	近医連	
R4/ 6/22 (水)	第6回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	

・ 6 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和3年12月8日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R4/ 6/24 (金)	第12回近医連常任委員会	5:00 PM (～)	山の上ホテル	近医連	
R4/ 7/ 6 (水)	第7回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 7/14 (木)	第3回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 7/20 (水)	第8回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 8/10 (水)	第9回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 8/24 (水)	第10回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 9/ 7 (水)	第11回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 9/15 (木)	第4回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 9/21 (水)	第12回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/10/ 5 (水)	第13回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/10/13 (木)	第5回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/10/19 (水)	第14回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/11/ 9 (水)	第15回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/11/12 (土)	第53回全国学校保健・学校医大会(予定)	10:00 AM (～ 6:00 PM)	主会場:岩手県(盛岡メトロポリタン)	日医	
R4/11/17 (木)	第6回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/11/30 (水)	第16回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/12/14 (水)	第17回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/12/22 (木)	小児救急医療地域医師研修会(守山野洲医師会) (予定)	2:00 PM (～ 3:00 PM)	すこやかセンター3階講習室	県医師会	★
R5/ 1/12 (木)	第7回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	琵琶湖ホテル(予定)	県医師会	
R5/ 1/25 (水)	第18回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/ 2/ 8 (水)	第19回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/ 2/16 (木)	第8回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R5/ 2/22 (水)	第20回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/ 3/ 8 (水)	第21回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/ 3/16 (木)	第9回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R5/ 3/22 (水)	第22回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	

草津栗東医師会・行事予定表

令和4年 1月

日	曜日	行 事	時 間	会 場
1	土	12/29～1/4 医師会年末年始休館		
2	日			
3	月			
4	火			
5	水			
6	木			
7	金			
8	土	囲碁同好会	14:00～	キラリエ504会議室
9	日			
10	月	成人の日		
11	火	草津市肺がん検診精度管理委員会	14:00～	キラリエ402会議室
12	水			
13	木	地域職域医師会会長会議・新春懇談会→中止	14:30～16:00	琵琶湖ホテル3F
14	金			
15	土			
16	日			
17	月			
18	火			
19	水			
20	木			
21	金			
22	土	1月理事役員会	14:00～15:30	キラリエ草津303会議室
		令和3年度補正予算検討会議	15:30～16:30	医師会会議室
23	日			
24	月			
25	火			
26	水			
27	木			
28	金			
29	土	1月例会	14:00～	キラリエ草津502・503会議室
30	日	ゴルフ同好会		枚方CC
31	月			